# 令和８年度　第１回野田市地域福祉計画審議会次第

日　時　　令和８年７月２７日（月）
　　午後２時
場　所　　野田市役所　８階大会議室

１　開　　会

２　報　　告　　野田市地域福祉計画【第４次改訂版】令和７年度の事業取組状況及び令和８年度の取組予定について

３　そ の 他

４　閉　　会

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

| 基本方針 | 関連事業 | 事業内容及び方針 | 令和7年度 | | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取組実績 | 評価及び課題 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| 地域福祉推進のための『きっかけづくり』 | （1）あいさつ、声かけ運動の推進 | 地域で支え合う福祉を実現し推進するためには、市民一人一人がお互いに関心を持ち、挨拶や言葉を交わす関係になることが第一歩です。<br>「あいさつ」や「声かけ」が、日常的にまた継続的に行われる環境づくりが求められ、挨拶や声掛けのきっかけとなるように、「あいさつ、声かけ運動」を全市的に展開し、毎年４月を強調月間とし,この運動の輪を広げるため地区社協や自治会、その他あらゆる団体の協力を得て、継続的な活動として進めていきます。 | 「あいさつ、声かけ運動」を全庁的に展開していくため、４月を「あいさつ運動強化月間」としております。<br>市役所本庁舎前の懸垂塔に「あいさつ月間」（４月）の懸垂幕を掲示し、広く市民に啓発を行いました。<br>また、新規採用職員や主事級職員を対象とした接遇研修において、あいさつの重要性の意識づけを行いました。<br>地区社協では、自主活動の中で声かけ運動を実施しました。 | 職員研修や朝礼等において、繰り返しあいさつの重要性の意識づけを行っておりますが、更なる強化を図ることが必要であると考えております。<br>引き続き、「あいさつ月間」（４月）の懸垂幕を掲示し、広く市民に啓発していく必要があります。<br>地区社協の活動は、地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。 | 市役所本庁舎前の懸垂塔に「あいさつ月間」（４月）の懸垂幕を掲示し、広く市民に啓発を行いました。<br>令和７年度と同様に職員研修や朝礼等において、あいさつの重要性について意識づけを継続して行っていきます。<br>引き続き、地区社協では、自主活動の中で声かけ運動を実施していきます。 | 生活支援課<br>人事課<br>社会福祉協議会 | 43 | 1 |
| | （2）地区社会福祉協議会との協働 | 地域福祉計画は、本市の実情に即し福祉全体の包括的で基本的な理念や目標を定めることを趣旨としており、計画の基本的な理念と目標を市民全体で共有し進めるためには、計画の周知広報活動は、大きな意義を有すると考えられます。このようなことから各地区社協単位等での地域住民及び団体への周知活動や意見交換を展開し、今後の地域福祉施策の展開について理解促進を図り、地域福祉の更なる充実を目指します。 | 地区社協への説明会は、実施しておりません。 | 地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。 | 地区社協活動が活性化していくように社会福祉協議会職員が各地区社協の役員会等に参加するなどし、地区社協活動を支援していきます。 | 生活支援課<br>社会福祉協議会 | 43 | 2 |
| | （3）情報提供方法や事業名の付け方についての検討 | 市報、各種ガイドブック、ホームページなどによる市の情報提供は、限られたスペースや、専門用語を使用することから、分かりにくい場合があります。市民の誰もが読みやすく理解できるような提供方法について配慮するとともに、事業実施や行事等に際し、興味や参加意欲が起こるような情報発信を進めます。 | ホームページの表記については、各担当部署に任せています。なお、アクセシビリティの部分での表現に問題があった場合は他部署にお願いして修正いただいています。<br>市報についてはUDフォントを使用し、わかりやすい表記に努めました。<br>第４次野田市障がい者基本計画には音声コードを付しています。この他、スマートフォン・タブレット端末の利用者を念頭に、二次元コードを掲載した案内も増やしました。 | ホームページのルール表記について担当部署が把握していない場所があるので、こちらについては都度、お願いし修正いただきたいと思います。<br>また、福祉部各課の情報を発信する場合は元より、それ以外の課においても共通認識を持ち、市全体で取り組む必要があります。 | 引き続き、市報についてはUDフォントを使用し、わかりやすい表記に努めます。<br>令和8年度は福祉計画の策定年度であるため、こちらも音声コードを付して作成すると同時に、その他、スマートフォン・タブレット端末の利用者を念頭に、二次元コードを掲載した案内を検討していきます。 | 広報広聴課<br>生活支援課<br>障がい者支援課 | 43 | 3 |
| 地域福祉推進のための『人づくり』 | （1）ボランティア情報の提供 | 市役所及び社会福祉協議会の掲示板等に各種情報を掲示し、また、市ホームページ等を活用して、未経験者でもボランティアに参加しやすい環境づくりを進めていきます。<br>そのために、「ボランティア通信」を市役所・支所に配置し、ボランティアセンターの情報を、市役所ロビーに掲示すると共に、社会福祉協議会の広報誌「社福のだ」やホームページで情報提供や周知を行います。更にボランティア活動の相談・あっせんを促進するため、市内商業施設についても広報活動（相談・あっせんを含む）を行います。 | （1） ボランティア通信の配置<br>社会福祉協議会（ボランティアセンター）発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行いました。<br>（2） ボランティア情報の掲示<br>ボランティアセンターの情報を市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報の提供を行いました。<br>（3） ボランティア広報活動（年２回）<br>社会福祉協議会（ボランティアセンター）では、ボランティア層の拡大を図るため、市内商業施設において広報活動を行いました。<br>また、社会福祉協議会の広報紙「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用し、ボランティア情報を周知しました。 | ボランティア通信や社福のだ等のボランティア情報を見てボランティアを希望される方から問い合わせをいただき実際に活動へつなぐことができました。<br>引き続き情報提供を行い、ボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図る必要があります。 | （1）ボランティア通信の配置<br>ボランティアセンター発行の「ボランティア通信」を市役所、支所、公民館等の公共施設に配置し、情報提供を行います。<br>（2）ボランティア情報の掲示<br>市役所ロビーの施設案内板の裏面を活用し、ボランティア情報を提供します。<br>（3）ボランティア広報活動<br>市内商業施設における広報活動（相談・斡旋を含む）を実施します。<br>また、広報紙「社福のだ」、ボランティア通信、ホームページ及びSNS等を活用した情報の発信を行います。 | 生活支援課<br>社会福祉協議会 | 44 | 4 |
| | （2）ボランティアの育成 | ボランティアセンター（社会福祉協議会に設置）では、ボランティアに関する相談、あっせんを行うとともにボランティア育成のための講座を開催します。<br>また、「ボランティア通信」の発行やホームページ、SNS等を活用し情報発信することで、ボランティアへの理解が深まるよう努めます。 | ボランティアセンターの運営とボランティア育成のため、引き続きボランティアコーディネーターを配置し、事業を実施しました。<br>・職員体制：コーディネーター１名<br>・勤務時間：８時30分から17時15分 （土・日・祝日を除く）<br>・ボランティアセンター登録状況<br>89団体（1,442人） 個人（144人）<br>・ボランティアに関する相談、斡旋<br>相談件数 520件、 斡旋件数 209件<br>・福祉教材、機材の貸出<br>関係機関、地域団体、ボランティアの方々に無料で貸し出しまし た。<br>・ボランティアの養成<br>各種ボランティア養成講座の開催<br>夏休みボランティア体験講座 | 令和７年度における登録団体数は、前年度から4団体減少し89団体となりました。<br>団体登録においては49名減少の1,442名、個人登録においては16名減少の144名となりました。<br>新型コロナウイルスの影響により、ボランティアの登録者数、要請件数が減りましたが、徐々に要請件数が戻りつつあるため、ボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図る必要があります。 | ボランティアセンターの役割や機能についての啓発活動の強化、ボランティア活動に参加できる環境づくりの促進、、ボランティア活動者や団体及び受入先との連携とフォローの充実、ボランティア情報を積極的に収集してまいります。<br>また、ボランティアコーディネーター1名を常時配置し、継続してコーディネート業務を行い、ボランティアセンターの運営に従事していきます。 | 生活支援課<br>社会福祉協議会 | 44 | 5 |
| | （3）ボランティア活動の支援 | 市民活動支援センターは、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体を支援するため、前身のNPO・ボランティアサポートセンターから機能強化を図り、市民活動団体の支援を行っています。今後も、市民活動団体の活動を支援していくため、相談業務の充実や学習会、講座の開催、活動の場の提供などを実施します。<br>また、市民活動団体の情報の収集、情報の発信を行い、行政の各部局との連携を図ることで、市民活動団体との協働によるまちづくりを推進します。 | 市民活動支援センターでは、市民活動団体に対して活動を支援するため助成金学習会、パソコン学習会及びNPO法人学習会を開催するとともに、登録団体の活動内容などを市民や団体への情報発信として機関誌「市民活動つうしん」を年６回発行しました。<br>さらに、市民活動を広く知ってもらうため市民との交流を図る場として、「第8回市民活動元気アップふぇすた」、「福祉のまちづくりフェスティバル」、「市民ふれあいハートまつり」と合同で「のだ 市民活動ふれあいフェスティバル 2025」として令和７年11月23日に同時開催しました。<br>「こまめカフェ」については、令和8年３月８日に市民活動団体と市民との交流の場として開催し、多くの市民活動団体に活動内容などを報告してもらい市民との交流を図ることができました。<br>令和７年度野田市市民活動団体支援補助金交付実績（令和６年度審査会で採択）については、市民活動団体の組織の運営や自立の強化を図る取組に要する経費に対して７団体に補助金を交付し活動を支援することができました。 | 市民活動団体やNPO法人などの活動状況の確認やコーディネーターを中心に随時相談を受けました。また、市民活動団体支援補助金制度により、市民活動団体の運営を財政面から支援する取組を実施しました。<br>「元気アップふぇすた」の打合せを通じて、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体同士の交流もできましたが、さらに団体の交流の場を提供する必要があります。<br>来年度は新たに施設訪問を行っている又は興味がある団体同士の交流会を開催し活動内容の充実を図るとともに、市民活動団体との協働のまちづくりを推進するため、行政の各部局との連携にも努めてまいります。 | 市民活動を始めたい市民向け講座や、市民活動に関する講演会、助成金学習会などを開催し、支援内容の充実を図ります。<br>また、３つのイベントを１本化し、のだ市民活動ふれあいフェスティバル（R8.7.1時点では仮称）を企画し開催します。<br>また、生成AIを学ぶパソコン学習会を開催し、活動内容の充実を図るとともに、市民活動団体との協働のまちづくりを推進するため、行政の各部局と連携し市職員向けに協働に関する研修会を開催します。 | 市民生活課 | 44 | 6 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

| 基本方針 | 関連事業 | 事業内容及び方針 | 令和7年度 | | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取組実績 | 評価及び課題 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| | (4)学校・地域における福祉教育の充実(福祉人材の確保・養成) | 地域福祉を推進する人材を育成するためには、学校教育における地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるような機会づくりが重要です。これまで、福祉教育の充実また、高齢者や障がいのある人とのふれあいを通して、共に生きる社会の一員であることの理解を高めるなど、地域福祉の推進に寄与することを目的とした事業を開催しました。今後とも、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒の交流の場への参加促進に努めます。 | 市内各小中学校において、総合的な学習の時間を活用し、様々な福祉教育に取り組みました。<br>(1)夏休みボランティア体験講座<br>小学生から大学生までを対象として高齢者疑似体験(疑似体験装具を装着して、加齢による身体的な変化を体感する)及び科学実験教室(理科大学のﾎﾞﾗﾝﾃｨｱｻｰｸﾙの協力による風船を使った実験)を実施しました。<br>(2)車椅子・目隠し歩行体験講座<br>講座実施校:二ツ塚小(備品貸出のみ)、東部中、岩木小、みずき小、北部小、南部小、七光台<br>(3)ボランティア養成講座<br>市内小中学校での福祉教育(車椅子・目隠し歩行体験等)に携わるボランティアを養成しました。<br>(4)第51回"おひさまといっしょに"<br>開催日 令和7年6月21日(土)<br>場 所 関宿総合公園体育館<br>参加者 障がいのある人等約600人<br>第51回"おひさまといっしょに"は南部小、南部中が参加しました。 | 学校教育における地域との連携や交流の場へ児童・生徒が主体的にボランティア活動に参加できるような機会となりました。引き続き、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、児童・生徒の交流の場への参加促進に努めていきます。<br>また。ボランティア団体の協力を得て、高齢者疑似体験や車椅子・目隠し体験、点字体験、手話の学習等を実施し、障がいのある人に関する理解を深めています。<br>引き続き、若い世代にボランティア活動に対する理解や福祉に対する意識の高揚を図るため、夏休みボランティア体験講座等を実施し、ボランティアの経験やボランティアについて考える場を設けることに努める必要があります。 | 第52回"おひさまといっしょに"を令和8年6月6日(土)に関宿パークMOPS体育館にて開催し、今年度は岩木小、北部中が参加します。 | 指導課<br>社会福祉協議会 | 45 | 7 |
| 地域福祉推進のための『ネットワークづくり』 | (1)地域福祉活動団体間の連携の強化 | 地域福祉活動の中心となる地区社協、自治会、ボランティア団体、民生委員児童委員、子ども会、いきいきクラブ等の福祉関係団体が地域のニーズに合わせた福祉サービスを提供するためには、連携やお互いの情報を提供及び共有することが必要です。地区社協は自治会や子ども会などの福祉関係団体及びボランティアにより構成されているため協力・連携が機能しているいることから社会福祉協議会を通じて地区社協の活動を支えていきます。 | 地区社会福祉協議会連絡会と地区社協ボランティアスタッフ懇談会との共催で、災害に備え、日本赤十字社による講演を実施しました。 | 地区社協の活動をより充実させるための情報提供のテーマについて検討する必要があります。 | 社会福祉協議会職員が、各地区社協の役員会等に参加し、地区社協活動が活性化していくように支援していきます。 | 生活支援課<br>社会福祉協議会 | 45 | 8 |
| | (2)地域の触れ合いの場づくり(ふれあいいきいきサロン等) | 都市化や核家族化の進展により、希薄化する人間関係に対して、住民同士が気軽に立ち寄り交流できる「ふれあいいきいきサロン」等の事業を実施し、各年齢層間の触れ合い促進を図り、更なる機会の確保に対応していきます。また、障がいのある人と健常者が共に参加する行事を支援し、障がいのある人の交流機会の創出に努め、更には、地域の実情に即した触れ合いの場の確保に関する相談支援についても実施していきます。 | 障がいのある人と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」等のイベントを実施し、障がいのある人との交流機会に努めました。<br>○障がい者釣大会については、関宿クリーンセンター跡地の改修工事に伴い、中止としました。<br>○サンスマイルについては、7月29日に野田ガスホール(野田市文化会館)で開催され、市内の各障がい施設利用者及び障がい者団体連絡会会員、小・中学校生徒による交流が図られました。また、事業に対し補助することで、開催を支援しました。<br>○「おひさまといっしょに」については、6月21日に関宿パークMOPS(関宿総合公園)で開催され、市内の各障がい施設利用者及び障がい者団体連絡会会員、小学生等による交流が図られました。また、実行委員会の委員に市職員が加わり、開催を支援しました。<br>○岩木小学校では、9月～12月に、昼休みに児童が岩木小学校老人デイサービスセンターを訪問し交流会を実施し、昔の遊びや児童によるダンスや歌の披露、クイズやトランプなどのレクリエーションを行いました。<br>○保育所では、地域の高齢者を保育所に招き、夏祭り、園周辺の散歩、芋ほり等の行事を通して、高齢者との交流を実施しました。 | バリアフリー社会の構築に向け、障がいのある人とない人が交流を図るため、開催を支援していく必要があります。<br>岩木小学校と岩木小学校老人デイサービスセンターで協議し、児童とデイサービス利用者が交流をすることができました。<br>行事への参加を通じて、地域の高齢者とつながる機会を確保することができました。<br>行事への参加以外にも、保育所の園庭開放等を活用し、日常的かつ継続的に多世代が交流できる環境を構築していくことが必要です。<br>地区社協については、地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。 | 千葉県障がいスポーツ大会5月24日千葉県総合スポーツセンター陸上競技場<br>障がい者と健常者が共に参加する「おひさまといっしょに」6月6日 関宿パークMOPS体育館<br>障がい者釣大会 R9、3月予定<br>サンスマイルについては、7月28日 野田ガスホール(野田市文化会館)で開催予定。<br>令和8年度は、小学校と日程調整を行い、6月～11月に交流会を実施する予定となっています。<br>保育所と高齢者の交流については、引き続き、保育所と地元自治会、高齢者施設との連携を図り、継続的な高齢者とのふれあい活動の実施及び充実に努めます。 | 障がい者支援課<br>高齢者支援課<br>子ども保育課<br>社会福祉協議会 | 45 | 9 |
| | (3)地域自治組織についての検討 | 地域の潜在力を発揮する仕組みの充実として地域自治組織を担い、防犯組合の各地域においてパトロールや講習などの防犯活動を行っています。<br>引き続き、自治会との協働によるまちづくりを推進するため、自治会活動に支援を行い、自治会連合会と連携し自治会の意義を積極的に啓発し、加入促進を行うとともに、強化を図っていきます。 | 防犯組合については、自治会連合会を単位とする17支部を中核として、区域内の自治会等を単位とする自主防犯活動を展開しており、令和7年度は、自主的な防犯活動の支援として、年末一斉防犯パトロールに参加し、野田警察署と合同で市内パトロールを実施しました。 | 防犯活動については、防犯パトロールへの参加や防犯合同研修会の実施等、防犯組合各支部の自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ってまいります。 | 防犯活動については、防犯パトロールへの参加や防犯合同研修会の実施等、防犯組合各支部の自主的な防犯活動を支援し、地域の防犯力の向上を図ってまいります。 | 市民生活課 | 46 | 10 |
| | (4)行政職員の地域活動への参加 | 地域活動へ参加することで、地域課題の適切な課題把握ができ、適宜対応していくことができるなど有意義であり、地域活動が活性化され、地域と行政の協働によるまちづくりの推進に資することから職員の地域活動への参加を要請していきます。 | 新規採用職員研修(第一次)において「市民の地域活動」、新規採用職員研修(第二次)において「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成するよう企図しております。 | 新規採用時に研修を行うことにより、地域貢献意識の高い職員を育成できるものと考えております。<br>また、コロナ禍で中止となった時期もありましたが、例年行われている夏の躍り七夕などには市外在住の職員も含め参加の協力を得ております。<br>一方で、これら地域活動は、個人の活動に終始することから参加実態の把握ができない状況にあります。 | 昨年度同様に新規採用職員研修(第一次)において「市民の地域活動」、新規採用職員研修(第二次)において「地域貢献～消防団の取組について～」の講義を設け、積極的に地域活動へ参加する意識を醸成していきたいと考えています。 | 人事課 | 46 | 11 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

| 基本方針 | 関連事業 | 事業内容及び方針 | 令和7年度 | | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取組実績 | 評価及び課題 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』 | (1)地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 | 住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO法人等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備の検討を進めます。 | NPO法人アースアズマザー千葉を重層的支援体制整備事業における支援事業所とし、「地域づくり」事業を実施し、住民同士の交流の機会を設けました。<br>「ふれあい・いきいきサロン事業」「ゆうあい訪問」等の地区社協活動を実施しました。 | 引き続き、相互に課題の把握や情報の共有など「顔の見える地域社会」を創るため、住民同士の交流の機会を設けるとともに、同様の取組が市全域に広がるよう整備を進める必要があります。<br>各地区社協において様々な工夫をして、サロン等を実施しました。<br>地区ごとに活動内容が様々で、バラつきもあるため、内容の見直しや活動の強化を図る必要があります。 | 引き続き、住民の身近な圏域において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備を進めます。<br>地区社協連絡会、地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催します。<br>社会福祉協議会職員が各地区社協の役員会等に参加し、地区社協活動が活性化していくように支援していきます。<br>重層的支援体制整備事業における「地域づくり」事業として、相互に課題の把握や情報の共有など「顔の見える地域社会」を創るため、住民同士の交流の機会を設けるとともに、同様の取組が市全域に広がるよう整備を進めます。 | 生活支援課<br>社会福祉協議会 | 46 | 12 |
| | (2)地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 | 地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、住民の身近な圏域において包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制を整備します。 | パーソナルサポートセンターを、総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野にある既存の相談支援体制との連携を強化しました。<br>また、NPO法人アースアズマザー千葉を重層的支援体制整備事業における支援事業所とするとともに、地域における複雑化・複合化した課題を受け止め、必要に応じて多機関協働事業へつなぎました。<br>総合的な相談を受ける部門として位置づけたパーソナルサポートセンター、重層的支援体制整備事業の委託者であるNPO法人アースアズマザー千葉等の関係機関向けに研修会等を実施し、事業及び体制の強化を図りました。 | 引き続き、地域における複雑化・複合化した課題を受け止め、制度と制度の隙間に陥ることがないよう、各分野との連携を図る必要があります。<br>各関係機関の職員の専門的知識及び資質向上のため、継続して研修会等の実施が必要です。 | パーソナルサポートセンターを総合的な相談を受ける部門として位置づけ、各分野における既存の相談支援体制との連携を強化します。<br>また、重層的支援体制整備事業においてはNPO法人アースアズマザー千葉を継続的支援事業の相談機関とし、地域における複雑化・複合化した課題を受け止め、必要に応じて多機関協働事業へつなぎ漏れのない支援を行ってまいります。<br>引き続き、庁内外の関係機関の職員の専門的知識及び資質向上のため、継続して研修会等を実施します。 | 生活支援課<br>市政推進室 | 47 | 13 |
| | (3)多機関の協働による支援体制の構築 | 住民に身近な圏域にある相談機関単独では対応が難しい複合的で複雑な課題や制度の狭間(はざま)にある課題等を多機関が協働して支援にあたる体制を整備します。 | 課題が複雑化・複合化した事例や、制度の狭間にある課題を抱えた事例については、多機関協働事業に繋げ、同事業の受託者であるNPO法人アースアズマザー千葉により課題の整理や支援機関との連携を図るとともに、課題の解決まで伴走して支援を実施しました。<br>既存の相談支援窓口で担当外の課題を把握した場合の連携については、支援会議を開催し、課題の整理、支援機関における役割分担の調整を行いました。 | 多くの課題を抱えた方を対象とすることから、既存の制度を担う担当課や支援機関を繋ぎ、一体となった支援を行うことが重要であるため、重層的支援会議・支援会議おいて、役割を明確化し、支援が効果的に行われるよう支援機関間で認識を共有する必要があります。 | 既存の相談窓口単独では解決できない事例を把握した場合には、まずは課題を整理し、それぞれをどの支援機関がどのような役割を担うか、支援の方向を定め、進捗を確認し、適宜その内容を見直すことが必要となるため、重層的支援会議・支援会議を開催し、各関係機関の調整機能の向上に努めます。 | 生活支援課<br>市政推進室 | 47 | 14 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

| 基本方針 | 関連事業 | 事業内容及び方針 | 令和7年度 | | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取組実績 | 評価及び課題 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』 | （4）重層的支援体制整備事業の推進 | 包括的相談支援体制について、庁内会議を定期的に開催するなど、既存の相談窓口と関係機関の連携強化に努めます。<br>多機関協働事業について、現実的に実施可能な業務や役割を整理し、支援機関間の役割分担を明確化した上で、事業が効果的に運営できるよう、できることを確実に実施していきます。<br>地域づくり事業及び参加支援事業について、市内全域に事業を展開するため、地域の社会資源を活用し、新たな事業拠点の開設を検討します。<br>分野ごとで開催していた会議体において、支援を必要とする方について各関係機関が課題を共有し、支援内容について協議をするなど連携を図ってきたところであることから、まずはこれら既存の会議の強化を図ってまいります。その上で、各機関相互の連携が強化された時点において、必要に応じて支援会議や重層的支援会議の設置を検討いたします。 | 【包括的相談支援事業】<br>〇障がい者相談支援事業<br>基幹相談支援センターを中心として、地域生活支援拠点が備える機能を具体的事業として実施すると共に、重層的支援体制整備事業における障がい福祉分野の専門性を担保できるよう地域生活支援拠点事業の推進に努めました。<br>〇利用者支援事業<br>支援を必要とする方に係る支援プラン、進捗の確認や支援終結の際の評価などのため、重層的支援会議・支援会議を行いました。<br>【地域づくり事業】<br>〇地域介護予防活動支援事業<br>住民主体の通いの場「えんがわ」の開設を支援し、介護予防や孤立化の防止を図りました。<br>〇地域子育て支援拠点事業<br>子育て支援センター（4か所）、子育てサロン（3か所）及び児童館（7館）において、地域子育て支援拠点事業を実施しました。<br>また、子育て全般に関する相談対応や保育サービス等の情報提供を行うとともに、イベントや子育てサークル等の活動を通じて親子同士の交流を促進し、地域におけるネットワークづくりを支援しました。<br><br>【支援会議・重層的支援会議】<br>複雑化・複合化した地域生活課題に対する支援を必要とする方や世帯に対する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業実施要綱を策定しました。<br>支援を必要とする方に係る各関係機関の課題の共有、支援内容についての協議のなどのため、支援会議を設置し、令和7年度は6回を開催しました。<br>【研修会】<br>重層的支援体制整備事業について、厚生労働省の職員を講師として、市職員及び関係機関の職員を対象に研修会を実施しました。<br>（1）日にち：令和7年11月13日<br>テーマ：生活困窮者自立支援制度について<br>（2）日にち：令和7年12月16日<br>テーマ：住宅支援について<br>（3）日にち：令和8年1月20日<br>テーマ：就労支援について | 地域づくり事業及び参加支援事業について、市内全域に事業を展開するため、地域の社会資源を活用し、新たな事業拠点の開設を検討する必要があります。<br>重層的支援体制整備事業における障がい福祉分野の専門性を継続して担保できるよう、地域生活支援拠点事業の推進と強化を図る必要があります。<br>えんがわの開設数は増えているが閉設する場所もあります。<br>拠点利用者の中から支援が必要な世帯を早期に発見し、関係機関と連携して適切な支援へつなぐ体制の強化が必要です。<br>各子育て支援センターでのイベントやサークル活動を通して、親子同士の交流が深められ、利用者が増加しました。子育て支援の拠点として、本事業の更なる周知と、気軽に立ち寄りやすい環境を充実させていくことが必要です。<br>重層的支援会議・支援会議を行うことで対象者の支援方針を関係機関で共有することができ、包括的な支援を実施しました。<br>各関係機関が把握している情報を全体で共有するとともに、 対象者にどのような支援が必要か検討するため、引き続き支援会議の開催が必要です。<br>また、本人から情報を共有する同意を得て、支援プランの共有や適切かどうかを協議することを目的としている重層的支援会議は、開催の実績がないため、開催の必要が生じた場合は速やかに開催していきます。 | 地域づくりや参加支援事業においては、地域における社会資源を活用するとともに、これから求められる社会資源や事業メニューについて、受託事業者とともに毎月1回情報交換や検討を行います。そこで把握した社会資源の充足状況をもとに、今後の開発等について重層的支援会議で適宜検討いたします。<br>【包括的相談支援事業】<br>〇障がい者相談支援事業<br>今後も基幹相談支援センターを中心として、地域生活支援拠点が備える機能を具体的事業として実施すると共に、重層的支援体制整備事業における障がい福祉分野の専門性を担保できるよう地域生活支援拠点事業の推進に努めます。<br>関係各機関において必要な情報の共有を図るため、会議等において、提供可能な障がい福祉サービスの情報を検討・提供し連携を強化します。<br>〇利用者支援事業<br>支援機関間の役割分担を明確化した上で、事業が効果的に運営できるよう、重層的支援会議・支援会議を継続して実施していきます。<br><br>【地域づくり事業】<br>〇地域介護予防活動支援事業<br>住民主体の通いの場「えんがわ」の開設と運営継続をサポートし、人と人がつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図ります。<br>〇地域子育て支援拠点事業<br>地域子育て支援拠点事業において、交流・相談・情報提供・講座等の事業を展開するとともに、要支援世帯の早期発見と関係機関との連携強化に取り組みます。<br>地域子育て支援センターについては、引き続き電話での子育て相談、子育て支援情報の提供、子育てに役立つ講座・講演会の開催等の事業を実施し、子育て支援や、情報交換、子育て世代同士の交流しやすい環境の充実に努め、関係機関の連携強化に努めます。<br>【支援会議・重層的支援会議】<br>複雑化・複合化した地域生活課題に対する支援を必要とする方や世帯に対する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援会議・支援会議の強化を図ります。 | 生活支援課<br>障がい者支援課<br>高齢者支援課<br>児童家庭課<br>子ども保育課<br>子ども家庭総合支援課<br>保健センター<br>市政推進室 | 47 | 15 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

| 基本方針 | 関連事業 | 事業内容及び方針 | 令和7年度 | | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取組実績 | 評価及び課題 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| 地域共生社会の実現に向けた『体制づくり』 | (5)再犯防止の推進 | 市町村における再犯の防止等に関する施作の推進に関する努力義務が規定されたため犯罪や非行をした人が再び罪や非行を犯すことなく、立ち直り、再び社会に参加できるよう保護司や更生保護女性会等支援団体等と連携し、明るく生き生きと暮らせる地域づくりに取り組んでいきます。 | 社会を明るくする運動や広報等を通じて広く市民に周知・啓発しました。【第75回】<br>「作文コンテスト入選作品及びパネル展示会」<br>実施時期:7月23日(水)～7月29日(火)<br>会　　場:市役所ふれあいギャラリー<br>「作文コンテスト表彰式」<br>実施時期:7月24日(木)<br>会　　場:市議会議場<br>・作文コンテスト入選者の表彰<br>「踊り七夕における啓発」<br>実施時期:8月2日(土)<br>会　　場:本町通り周辺及び興風会館<br>「強調月間における啓発」<br>実施日:7月1日(火)～7月31日(木)<br>・黄色い羽根の配布と着用<br>・啓発用横断幕の掲示<br>・各駅への強調月間のポスター掲示<br>・駅前文字表示機で強調月間のメッセージ周知<br>・災害対応型自動販売機で強調月間のメッセージ周知<br>・市役所庁舎内に設置している正面玄関案内表示機、窓口案内表示機及びまめバス車内に、強調月間のメッセージやポスター画像を表示。<br>「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成17年8月1日から実施しています。<br>高齢者世帯、障がいのある人、ひとり親家庭等の住宅弱者を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。<br>利用状況<br>[令和7年度実績](令和8年3月末現在)<br>・相談件数　0件<br>・申請件数　0件<br>・入居保証　0件<br>・情報提供　0件 | 引き続き、社会を明るくする運動や広報等を通じて広く市民に周知・啓発をする必要があります。<br>保証人や賃貸情報に関しては、不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。 | 社会を明るくする運動【第76回】<br>「作文コンテスト入選作品及びパネル展示会」<br>実施時期:7月22日(水)～7月28日(火)<br>会　　場:市役所ふれあいギャラリー<br>「作文コンテスト表彰式」<br>実施時期:7月24日(金)<br>会　　場:市議会議場<br>・作文コンテスト入選作の表彰の実施。<br>「躍り七夕における啓発」<br>実施時期:8月1日(土)<br>会　　場:本町通り周辺及び興風会館<br>「強調月間における啓発」<br>実施日:7月1日(水)～7月31日(金)<br>・黄色い羽根の配布と着用<br>・啓発用横断幕の掲示<br>・各駅への強調月間のポスター掲示<br>・駅前文字表示機で強調月間のメッセージ周知<br>・災害対応型自動販売機で強調月間のメッセージ周知<br>・市役所庁舎内に設置している正面玄関案内表示機、窓口案内表示機及びまめバス車内に、強調月間のメッセージやポスター画像を表示。<br>住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めていきます。 | 生活支援課<br>営繕課 | 49 | 16 |
| 総合的・横断的なサービスの充実 | (1)高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭等の住宅弱者への対策の検討 | 高齢者世帯、障がいがある人の世帯、ひとり親世帯等の社会的に弱い立場の方々に、住宅情報の提供や、保証人がいないなどの理由で入居が困難な世帯への対応などの支援のほか、見守りや緊急時の対応など「居住の継続」に向けた支援について検討します。 | 「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」を平成17年8月1日から実施しています。<br>高齢者世帯、障がいのある人、ひとり親家庭等の住宅弱者を対象に、家賃等の支払ができるにもかかわらず「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、民間賃貸住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行うとともに、市民税非課税の世帯に対しては家賃等保証委託契約時に要する費用の一部を助成することにより、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援しています。<br>利用状況<br>[令和7年度実績](令和8年3月末現在)<br>・相談件数　0件<br>・申請件数　0件<br>・入居保証　0件<br>・情報提供　0件 | 保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。 | 住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めていきます。 | 営繕課 | 50 | 17 |
| | (2)地域での孤独・孤立への対策の推進 | 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられよう、地域の要となる自治会、民生委員・児童委員、地区社協、各団体等の協力を得て、孤立している人が地域の輪につながるよう支援するとともに、地域福祉活動を通して協定等の見守り体制の推進に努めていきます。 | 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の自治会や民間企業の協力を得て、孤立死に繋がりやすい人を見つける手がかりや他者との関わりを拒否する人をさりげなく見守り、地域住民の異変を発見した場合に適切な支援に繋げることを目的に、地域住民の異変情報提供に関する協定を締結し、孤立死防止対策を講しました。<br>・協定書締結状況<br>民間事業者20者(令和7年度末現在)<br>(新聞販売店8者・宅配会社6者・郵便局他6者) | 孤立している方の実態、人数を把握することは困難なため、地域の自治会や民生委員児童委員、民間事業者等と連携し、広く協力を得ることにより、異変を早期に発見し、適切な支援を行うことが求められます。<br>また、高齢者人口、単身世帯の増加に伴い、対象となる方も増加すると考えられるため、新たな手法も含め、多岐にわたる対策が必要です。 | 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられよう、地域の要と　なる自治会、民生委員・児童委員、地区社協、各団体等の協力を得て、孤立している人が地域の輪につながるよう支援します。<br>地域福祉活動を通して協定等の見守り体制の推進に努めます。 | 生活支援課 | 50 | 18 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

| 基本方針 | 関連事業 | 事業内容及び方針 | 令和7年度 | | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取組実績 | 評価及び課題 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| 総合的・横断的なサービスの充実 | (3)こどもの健全育成に係る施策の総合的推進 | 妊娠期から出産、子育て期にわたる様々な相談に応じることで、ライフステージを通じて切れ目なく適切な支援につなげていきます。児童虐待やひとり親家庭の増加等を背景に要保護児童が増えているため、児童福祉施策や教育行政に加え、様々な地域活動を組み合わせることで、総合的に対応していきます。 | 保護者から様々な悩みの相談を受けた際には、丁寧な聞き取りとアセスメントを行い、個々のニーズにあわせて社会資源の案内や関係機関との連携を行いました。母子健康手帳交付時にも、アセスメントを行い、支援が必要な妊婦については、関係機関と連携をとりながら、継続的な支援を行いました。<br>家庭訪問の際には、保健師等の専門職が、妊産婦や保護者、新生児、乳児だけでなく家族全体を対象ととらえた視点をもって支援を行いました。<br>子どもの発達相談室では、心理士をはじめとした専門職が発達に課題を抱えたお子さんへの支援を実施しました。また、発達に心配のある子どもを持つ保護者に対し、専門職が個別及び集団での支援を行うことで、子どもの育てにくさにつながらないよう、継続的にサポートを行いました。 | 子ども家庭センター設置に伴い、妊産婦や子育て家庭への切れ目のない相談支援を一体的に提供するため関係機関との連携を強化します。またサポートプランを交付し対象者のニーズの可視化、包括的・継続的な支援の実現を目指します。<br>子どもの発達相談室と保健センターで連携し、発達の支援が必要な未就学児は専門職が個別及び集団での支援を行いました。 | 子ども家庭センター設置に伴い、妊産婦や子育て家庭への切れ目のない相談支援を一体的に提供するため関係機関との連携を強化します。また令和8年度からサポートプランを交付し対象者のニーズの可視化、包括的・継続的な支援を行います。<br>子どもの発達相談室では、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を常時配置しており、今後も専門的な視点で相談に対応していく必要があります。<br>保護者から様々な悩みの相談を受けた際には、丁寧な聞き取りとアセスメントを行い、個々のニーズにあわせて社会資源の案内や関係機関との連携を行います。母子健康手帳交付時にも、アセスメントを行い、支援が必要な妊婦については、関係機関と連携をとりながら、継続的な支援を行います。<br>家庭訪問の際には、保健師等の専門職が、妊産婦や保護者、新生児、乳児だけでなく家族全体を対象ととらえた視点をもって支援を行います。 | 保健センター<br>子ども家庭総合支援課 | 51 | 19 |
| 効果的・効率的なニーズの把握と情報提供体制の整備 | (1)効果的・効率的なニーズの把握 | 様々な相談窓口や、会議体に寄せられる公的な福祉サービスに関する相談や苦情・要望については、重層的支援体制整備事業における包括的相談支援事業の中で、包括的に相談を受け止め、支援機関のネットワークで情報を共有化できる体制を整備します。また、地域で活動する個人や団体との交流の中で、表面化しづらい「声なきニーズ」の把握に努めます。 | 複雑化・複合化した地域生活課題に対する支援を必要とする方や世帯に対する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援体制整備事業実施要綱を策定し、令和7年度からは市政推進室が調整機能を担っています。<br>「市政へのご意見（市政メール）」及び「市長への手紙」で寄せられた相談、意見、苦情等は、即日関係課へ転送し対応を依頼しています（公的な福祉サービスに関する相談を含む）。<br>また、窓口や電話での市民相談では、市民相談係で話を伺った後、各担当窓口を案内しました。その中で、法律を始めとする専門的な相談については、弁護士との法律相談や税理士との税務相談等を案内しています。 | 複雑化・複合化した課題に対し、多くの支援機関を繋げる橋渡しとなる役割を、重層的支援会議・支援会議において、各関係機関の課題を整理し、支援が効果的に行われるよう支援機関間で認識を共有する必要があります。<br>各課に多く寄せられる質問などは、市ホームページ「よくある手続等の質問」を更新し公開しました。 | 複雑化・複合化した地域生活課題に対する支援を必要とする方や世帯に対する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援会議・支援会議の向上に努めます。<br>引き続き、「市政へのご意見（市政メール）」及び「市長への手紙」で寄せられた相談、意見、苦情は関係課へ転送し、対応を依頼するとともに、窓口や電話での市民相談につきましても、各担当窓口への案内や、弁護士や税理士等による専門相談を案内するなど対応してまいります。 | 生活支援課<br>広報広聴課<br>市政推進室 | 52 | 20 |
| | (2)誰もが必要な福祉情報を容易に入手できる情報提供体制の拡充・強化 | 【市のホームページのウェブアクセシビリティ向上】<br>全ての人が利用しやすいホームページとなるよう、ウェブアクセシビリティ（年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること）の維持・向上に取り組みます。<br><br>【転入者への担当民生委員の紹介】<br>転入者に対し、「くらしの便利帳」等の冊子を配布し市の行政情報を提供していますが、地域の細かな情報や困りごとへの対応を図る地域の相談者として民生委員（児童委員）を個人情報保護に配慮しつつ周知していきます。<br><br>【意思疎通支援の充実】<br>令和2年度に制定した野田市手話言語条例、令和3年度に制定した野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例に基づき、意思疎通支援の充実のための取組を推進します。 | 【市のホームページのウェブアクセシビリティ向上】<br>指摘とホームページマニュアル確認をお願いし修正いただいております。<br>【転入者への担当民生委員・児童委員の紹介】<br>9月に広報誌「みんせい」を発行し、全戸配布し、民生委員・児童委員の活動を紹介しました。新たに転入してきた方に対しては、転入届を提出される際、ご希望がある場合には生活支援課を案内しました。電話による民生委員・児童委員の連絡先問合せに対しては、相談内容に合わせた相談窓口の案内を基本とし、民生委員・児童委員への連絡が必要な事例のみ、電話番号と苗字を伝え、民生委員・児童委員の個人情報の保全に努めました。<br>【意思疎通支援の充実】<br>新規の公共施設案内等の開設はありませんでしたが、 障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブック等に掲載できるよう関係部署と連携を図り、周知広報に努めていきます。 | 【市のホームページのウェブアクセシビリティ向上】<br>ホームページの掲載については各担当部署管理でお願いしています。ただウェブアクセシビリティについて一部誤った表現や入力をしている部署もあるためこちらについては、指摘とホームページマニュアルの確認願いを引き続きしてまいります。<br>【転入者への担当民生委員・児童委員の紹介】<br>引き続き、民生委員・児童委員の個人情報の保全に努めながら、周知していく必要があります。<br>【意思疎通支援の充実】<br>障がいの違いによって求められるニーズが異なり、誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報を一元化することは難しいですが、合理的配慮のもとに情報提供することが求められます。 | 【市のホームページのウェブアクセシビリティ向上】<br>引き続き左記の内容を実施します。<br>【転入者への担当民生委員・児童委員の紹介】<br>5月に地区ごとの民生委員児童委員の担当表を掲載した広報誌「みんせい臨時号」を発行し、全戸配布しました。<br>【意思疎通支援の充実】<br>今後も引続き、障がいの有無にかかわらず誰もが活用できる公共施設等のバリアフリー情報について、市で作成する各種ガイドブック等に掲載できるよう関係部署と連携を図り、周知広報に努めていきます。 | 広報広聴課<br>生活支援課<br>障がい者支援課 | 52 | 21 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

| 基本方針 | 関連事業 | 事業内容及び方針 | 令和7年度 | | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取組実績 | 評価及び課題 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| 権利保障及び福祉サービス利用者の相談体制の充実 | (1)日常生活自立支援事業・成年後見制度利用促進事業の普及啓発 | 野田市社会福祉協議会が、平成27年度から日常生活自立支援事業の実施主体となり、平成29年1月からは、野田市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度に関する相談対応、市民後見人の育成、法人後見事業を実施していることから野田市社会福祉協議会に対し助成を行っています。心配ごと相談運営委員及び相談員に対しては、成年後見制度・日常生活自立支援での財産問題などの専門的な相談にも応じることができるよう研修会を開催し、資質の向上に努めています。 | 野田市社会福祉協議会が設置する野田市成年後見支援センターで、認知症や知的障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、地域で安心して暮らせるように、成年後見支援制度や日常生活自立支援事業を活用し、支援しました。<br>【取組実績】<br>(1)相談支援事業<br>1相談件数　84件(延べ262回)<br>(2)法人後見事業<br>1新規受任件数 0件<br>2終了件数　3件<br>3現受任件数　8件(後見7件　保佐1件)<br>4後見支援員配置状況<br>現任者数　3人<br>登録者数　8人(市民後見人養成講座修了者)<br>(3)日常生活自立支援事業<br>1新規契約者数 30人<br>2解約者数　21人<br>3現契約者数　120人<br>4生活支援員配置状況<br>現任者数　17人<br>登録者数　13人<br>障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めるとともに、市役所及び市内相談支援事業所の基本相談支援において、制度を必要とする方等への利用案内を実施しました。また、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会権利擁護部会において、成年後見制度の現状、課題について検討しました。 | 成年後見制度や日常生活自立支援事業の相談件数は増加傾向が続いています。<br>相談件数の増加、多様な相談内容に対応するため、職員体制の拡充、職員の専門性の向上、関係機関との連携強化が課題です。<br>制度を必要としている方々に行きわたるよう、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及、啓発を行うとともに、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化が必要です。 | 成年後見制度や日常生活自立支援事業が増加していることから、支援内容や職員体制等の見直しを図ります。<br>引き続き、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の普及、啓発を行うとともに、病院や社会福祉協議会等の関係機関等との連携強化を図り、障がいがある人の成年後見を行っていきます。 | 生活支援課<br>障がい者支援課<br>社会福祉協議会 | 53 | 22 |
| | (2)苦情解決処理システムの利用の促進(制度の整備) | 野田市社会福祉施設苦情解決システム運営要綱に基づき、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、施設内の見えやすい場所に周知用チラシを掲示し苦情解決に努めます。 | 苦情解決システム運営要綱に基づき、市として福祉施設サービス苦情相談員を4名選任しております。<br>その他、苦情受付担当者を選出し、各施設の見やすい場所に掲示するなど、広く周知に努めました。<br>具体的に申出がなされた場合は、個人情報に関するものを除き、市報で公表することとしております。<br>令和7年度においては、申出実績はありませんでした。 | 苦情解決システム運営要綱に基づき、市として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を選出後、福祉施設へ掲示し、周知しました。今後も、利用者からの苦情解決のため、引き続き制度や事業の周知に努め、利用の促進を図る必要があります。 | 引き続き、苦情解決システムについて施設内において利用者へ周知を図るよう指導し、円滑な利用の促進を図ります。 | 生活支援課 | 53 | 23 |
| | (3)地域包括支援センターの活用 | 市内4つの日常生活圏域にある地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援などを行っていきます。 | 要支援1・2の方の介護予防ケアマネジメント(ケアプラン作成)実施人数は、延べ15,968人。うち介護予防・日常生活支援総合事業のみ利用したケアプラン作成数は6,276人。<br>総合相談・支援の人数は延べ27,355人。うち、虐待等権利擁護に関する人数は延べ764人。<br>介護支援専門員への後方支援については、延べ578人に実施しました。 | 介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援について、高齢者の増加に伴い、支援対象者が増加している中、今後も支援が必要な高齢者等の早期発見、対応をするうえで、関係機関との連携や協力体制がさらに重要になると考えます。 | 今後も、引き続き関係機関との連携を図りながら、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、介護支援専門員への後方支援など、支援が必要な高齢者等の早期発見・対応を実施し、効果的・継続的な支援に努めます。 | 地域包括支援課 | 53 | 24 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

| 基本方針 | 関連事業 | 事業内容及び方針 | 令和7年度 | | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取組実績 | 評価及び課題 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| 生活困窮者の自立支援 | (1)日常生活の支援 | 「野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業」により、条件に見合わない理由による民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、住宅情報の提供、保証会社や既存福祉サービスを活用した入居保証及び居住継続支援を行っています。それとともに非課税の世帯に対し、家賃保証委託契約時に要する費用の一部を助成し、入居の機会の確保と入居後の安定した居住の継続を支援し、また、離職による生活困窮者等の住宅に対し、家賃相当の「住居確保給付金」を支給しています。<br>今後は、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。<br>また、医療・介護扶助等のサービスを安心して受けられるよう関係機関相互の連携を強化し、継続的に実施していきます。 | 生活困窮者世帯の包括的な支援を行いながら、支援体制の強化を図るため、相談支援関係機関と情報共有の円滑化及び効率的・効果的な支援を行うため、毎月1回、支援調整会議を実施しました。<br>〇支援調整会議<br>12回開催、82ケース検討<br>〇住居確保給付金<br>支給人数　2人<br>延べ支給月数　4月<br>支給額　178,000円<br>〇野田市住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業<br>利用状況<br>[令和7年度実績](令和8年3月末現在)<br>・相談件数 0件<br>・申請件数 0件<br>・入居保証 0件<br>・情報提供 0件 | 引き続き、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図っていく必要があります。<br>保証人や賃貸情報に関しては不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていること等から利用者が少ない状況となっています。 | 引き続き、生活困窮世帯の包括的な実態把握に努め、必要に応じた生活支援事業の継続と様々な支援について検討し、必要な施策と支援体制の強化を図ります。<br>住宅弱者からの民間賃貸住宅の入居に関する相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、協力不動産店及び関係部署への周知を行い、事業の広報・周知に努めます。 | 営繕課<br>生活支援課 | 54 | 25 |
| | (2)自立に向けた支援 | 平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の必須事業である「自立相談支援事業」により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図り、また、令和元年度から就労・家計など様々な面からの自立に向けた包括的な支援として、「自立相談支援事業」、「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」の三事業を一体的に行っております。今後も、支援対象者の掘り起こしと就労その他の自立に向けた支援を行っていきます。 | パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。<br>・生活困窮者自立相談支援事業<br>新規相談者数　231人<br>継続相談者数　延べ 1,542人<br>支援件数　4,144件(うち電話 2,819件)<br>・就労準備支援事業<br>受付件数　161件<br>利用者数　延べ 161人(利用回数 454回)<br>・家計改善支援事業<br>新規相談者数　137人<br>継続相談者数　299人<br>改善者数　7人 | 個々の相談については、制度の狭間に陥ることのないよう、パーソナルサポートセンターが中心となって、各分野間で連携して支援を実施しました。<br>自立相談支援事業では、相談者に寄り添った効果的な支援を実施し、自立につなげることができました。<br>就労準備支援事業では、利用者数が増加しており、継続的に支援し就労につなげる必要があります。<br>家計改善支援事業では、改善者が減少していることから、支援及び指導を強化する必要があります。 | 生活支援課とパーソナルサポートセンター、ハローワーク、就労準備においては、受託者事業者であるNPO法人アースアズマザー千葉との連携し、常用収入による自立に向け支援を行います。 | 生活支援課 | 54 | 26 |
| | (3)学習支援事業 | 平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援法の「子どもの学習支援事業」を、経済的な理由により学校以外に学習の機会のない中学生を対象に実施しました。<br>平成30年度からは、小学3年生も対象にし、「子ども未来教室」として引き続き実施していきます。 | 経済的な理由により学習機会の少ない中学生を対象に実施してきた「ステップアップセミナー」を、平成29年度からは、「子ども未来教室」として、受講者を限定することなく基礎学力の向上や学習習慣の定着を希望する中学生全体に拡大して英語と数学の学習支援を、30年度からは、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生も対象として、国語、算数の学習支援を実施しており、令和7年度も引き続き実施しました。<br>【対象者】<br>受講を希望する市内公立小中学校に通う小学校3年生及び中学校1年生から3年生まで<br>【開催期間】<br>〇小学校3年生<br>令和7年4月28日～令和7年10月31日　(毎週1回、平均15回)<br>〇中学生<br>令和7年4月28日～令和8年3月20日<br>(毎週1回、平均45回)<br>【開催場所】<br>〇小学生　各学校の特別教室等<br>〇中学生：中央公民館、第二中学校、東部公民館、南コミュニティ会館、南部梅郷公民館、北コミュニティ会館、北部公民館、川間公民館、福田公民館、関宿公民館、二川公民館、木間ケ瀬公民館の12会場<br>【最終実績】<br>〇小学生<br>受講者登録者数　330人<br>全体の出席率　92.6%<br>全体の延べ受講人数　4,616人<br>〇中学生<br>受講者登録者数　369人<br>全体の出席率　53.7%<br>全体の延べ受講人数　8,387人 | 〇小学校3年生<br>事業終了後の児童アンケートでは、「算数または国語が好きになった」、「両方が好きになった」と回答した児童が約9割となり、学習への興味関心を高めることにつながりました。<br>〇中学生<br>学習効果を確認するために実施した英語・数学の総合テストの結果を考察すると、基礎問題でのつまずきが多かったことから、基礎学力の定着に課題があることがわかりました。<br>〇全体<br>昨年度より実施回数が増えたことから、延べ受講人数は大幅増となりました。<br>児童、生徒の基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるためには、個々の理解度に応じた指導をしていく必要があります。 | 令和8年度の子ども未来教室につきましては、土曜日の過ごし方の選択肢の一つとなるよう、学校で学習したいと希望する小学校の児童及び中学校3年生の生徒を対象として、株式会社トライグループへ運営を委託し、土曜日に実施してまいります。<br>児童生徒10人までにつき学習支援員1人を配置し、児童・生徒個々の習熟度や学習への取組状況などに合わせた支援を行います。<br>また、配慮を要する児童・生徒に対して講師を加配する等の体制をとり、充実を図ります。<br>学習テキストやプリントを中心とした反復学習を取り入れることで、児童生徒が自ら学習し、努力を重ねていけるように学習のサポートを図り、結果として基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めることにつなげて参ります。 | 生涯学習課 | 54 | 27 |
| | (4)生活困窮者支援等のための地域づくり | 地域における繋がりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。 | 生活困窮を含む身近な相談機関として、市役所本庁舎2階にパーソナルサポートセンターを開設し、多様なニーズや生活課題に柔軟に対応しました。 | 引き続き、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、多様な担い手が連携する仕組みづくりを作ることが必要があります。 | 地域住民のニーズに対応するためには、住民同士が寄り合い、課題などについて相互に発信できる交流の場が必要であることから、属性を問わず誰でも利用できる「居場所」を展開しています。地域の方々の交流の場とし、地域において共助の意識を高めようとするものであり、将来的には市内全域に広がるよう検討します。 | 生活支援課 | 55 | 28 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況

| 基本方針 | 関連事業 | 事業内容及び方針 | 令和7年度 | | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 取組実績 | 評価及び課題 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| バリアフリー社会の確立 | (1)ハード面のバリアフリー化 | 福祉のまちづくりパトロールなど、市独自の事業活動を,引き続き推進していきます。また、公共施設や駅、道路等のバリアフリー化についても、福祉のまちづくり運動推進協議会の啓発活動を通じて、関係者が一体となってバリア解消を目指していきます。 | 野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て、公共施設のバリアフリー化における整備を実施しました。<br>(1)場所:本庁2階児童家庭課窓口カウンター<br>内容:車いす対応カウンター配備<br>(2)場所:関宿中央公民館<br>内容:玄関スロープ設置<br><br>公共施設のバリアフリー化につきましては、野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て、実施しておりますが、令和7年度の営繕課での取り組み実績はございません。 | 野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を令和8年3月31日をもって解散し、その役割を野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に引継ぎました。<br>地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を進める役割を担っている野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会に引き継ぐことにより、より円滑なバリアフリー化を進める必要があります。<br>公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメン トの基本方針に基づき実施した「公共施設のバリアフリー化に対するニーズ調査」の結果や利用状況、優先度等を踏まえ、野田市福祉のまちづくり運動推進協議会を経て実施しております。 | 野田市自立支援・障がい者差別支援地域協議会において、バリアフリー化について検討します。<br>引き続き公共施設のバリアフリー化を進めます。 | 生活支援課<br>営繕課 | 56 | 29 |
| | (2)ソフト面のバリアフリー | 【心のバリアフリーの推進】<br>関係団体等の協力を得て、啓発活動に努めています。家庭、学校、地域での心のバリアフリーの推進及び共生社会の実現を図っていきます。<br>【高齢者や障がいのある人に対する防災面でのバリアフリー】<br>災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿整備が市町村の責務とされ、事前に同意確認を行うことで避難支援団体等への名簿の事前提供が可能となったことから、避難支援団体等と事前の情報共有を図り、災害時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。避難支援団体等と事前の情報共有を図ることで、災害発生時における実効的な避難支援活動が行われる体制づくりを進めます。 | 【心のバリアフリーの推進】<br>毎月1日号の市報のだにおいて、「みんなで支えるバリアフリー」を連載し、広く周知を図りました。世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間においては、庁内職員にブルーリボンの着用を呼び掛けるとともに、障がい者団体が作成した啓発用懸垂幕を掲示し、啓発を行いました。<br>令和7年11月23日に市制施行75周年記念事業「のだ市民活動ふれあいフェスティバル2025」として、「市民ふれあいハートまつり」「市民活動元気アップふぇすた」と同時開催しました。<br>【高齢者や障がいのある人に対する防災面でのバリアフリー】<br>避難行動要支援者支援計画の見直し方針について、国基準の避難行動要支援者の要件、市が主体的に個別避難計画を作成する避難行動要支援者の範囲等の修正を行い、令和8年2月16日の野田市自治会連合会常任理事会において報告しました。<br>また、令和8年2月27日には、修正後の要件における国基準者及び現名簿登載者に対し、避難行動要支援者名簿への登載に関する申請書(兼)同意書を発送しました。 | 【心のバリアフリーの推進】<br>障がいのある人や高齢者等を取り巻く環境や問題をよりよく理解できるよう、展示や体験を通じた啓発を行いました。<br>障がいのある人とない人が共に生きていく社会の実現に向けて、心のバリアフリーを更に推進するとともに、一緒に参加できる各行事への参加を支援する必要があります。<br>【高齢者や障がいのある人に対する防災面でのバリアフリー】<br>行政だけでなく地域での助け合いの輪を広げていくことが不可欠であることから、企業や団体の皆様と共に、一体となった支援の枠組みづくりを進める必要があります。 | 【心のバリアフリーの推進】<br>3つのイベントを一本化し、事務局を市民活動支援センターとし、実行委員会形式で実施します。今後、実行委員会を立ち上げ11月開催に向けて、協議をしていきます。<br>毎月1日号の市報のだにおいて、「みんなで支えるバリアフリー」を連載し、広く周知を図ります。世界自閉症啓発デー及び発達障害啓発週間においては、庁内職員にブルーリボンの着用を呼び掛けるとともに、障がい者団体が作成した啓発用懸垂幕を掲示し、啓発を行いました。<br>【高齢者や障がいのある人に対する防災面でのバリアフリー】<br>国基準者の申請書(兼)同意書の回答状況が、令和8年5月15日現在で67.0%となり、33.0%の方から御回答を頂けなかったことから、今後の対応を検討します。<br>また、令和8年度内に支援関係者への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の作成を開始するため、支援関係者等意見交換会の実施、新システムの導入等を進めていきます。 | 生活支援課<br>障がい者支援課<br>介護支援課 | 56 | 30 |
| 福祉活動の活性化を通じた地域の活性化 | (1)市内事業所への働きかけ | 市内の事業所や店舗へ働きかけ、地域における福祉活動への協力を得ることで、事業所の従業員や店舗の利用客など、より幅広い市民へ、地域福祉を伝えることができると考えられるため、その規模や特性をふまえた、より有効な手法や協力内容を検討します。 | 高年齢者やひとり親家庭の方等を雇用したり、障がいのある方を職場実習で受け入れた事業主に対し奨励金を支給したりすることで、職場を確保し雇用を促進しました。<br>野田市雇用促進奨励金<br>対象事業所数 9事業所<br>対象人数 23人<br>支給額 952千円<br>野田市障がい者職場実習奨励金<br>対象事業所数 4事業所<br>対象人数 4人<br>支給額 80千円 | 「野田市雇用促進奨励金」<br>高年齢者、障がいのある方の雇用促進として、一定の効果はあると思われるが、ひとり親家庭の申請が伸び悩んでいます。全体的に制度の活用実績が少ないことから、市内各事業主に対してさらなる制度の周知を図る必要がございます。<br>「野田市障がい者職場実習奨励金」<br>障がいのある方の雇用拡大に一定の効果はあると思われますが、制度の活用実績が少ないことから、市内各事業主に対してさらなる制度の周知を図る必要がございます。 | 高年齢者やひとり親家庭の方等を雇用したり、障がいのある方を職場実習で受け入れた事業主に対し奨励金を支給したりすることで、職場を確保し雇用を促進していきます。<br>「野田市雇用促進奨励金」<br>公共職業安定所や市の無料職業紹介所のあっせんにより、高年齢者、障がいのある方、ひとり親家庭の父又は母を雇用した事業主に対し、雇用した月の翌月から各月の賃金の10%(限度額15,000円)を奨励金として交付することで雇用の促進を図ります。<br>「野田市障がい者職場実習奨励金」<br>働く意欲と能力を有する障がいのあり方の職場を確保し、障がい者雇用の促進を図るため、市内に居住する障がいのある方を対象に5日以上の職場実習を受け入れた事業主に対し、障がいのある方1人につき2万円の奨励金を交付しています。 | 商工観光課<br>生活支援課 | 57 | 31 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況　＜いのち支える自殺対策の推進＞

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| （1）地域におけるネットワークの強化 | 【地域におけるネットワークの強化】<br>生活全般に関わる様々な問題を抱える市民に対し、一体的な支援を地域で展開していくための拠点を設置するとともに、自治会等の関係機関との連携強化を更に進めることで、地域で自殺リスクの高い市民を早期に発見し、自殺対策との連携を強化します。また、様々な分野における支援策の連動・連携を更に強化していくため、各分野の支援策や相談窓口の情報共有を推進します。<br>【特定の問題に関する連携・ネットワークの強化】<br>自殺リスクの高い生活困窮者を関係機関が連携して支援できるよう、高齢、障がい、こども等の各種事業又は重層的支援体制整備事業として、情報共有するなど、生きることの困難感や課題を抱えた市民に対して関係機関が連携して支援を行うための基盤を整備します。 | コミュニティづくりの推進 | 自治会役員等を対象にしたコミュニティ活動に関する研修会等の中で、自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成の機会となり得る。 | 開催した研修会等において、配布や説明は行いませんでした。 | 野田市自治会連合会が主催する研修会では、自殺対策に関する研修の機会を設けることは予定されておりませんが、自治会役員等を対象にして自殺対策の啓発ができるかどうか検討していきます。また、研修や会議の中で、自殺対策の相談があった場合には、適した部署や各機関へ取りつないでいきます。 | 市民生活課 | 70 | 32 |
| | | 市民活動支援センターの運営 | 地域の課題として、自殺問題を取り上げて活動している市民活動団体を支援することで、行政と民間が連携して「地域づくり」として自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。 | 市民活動支援センターに自殺対策を課題として活動している団体の登録がなく、相談や支援を行いませんでした。 | 自殺対策を課題として活動する市民活動団体には、市民活動支援センターで相談や支援を行います。 | 市民生活課 | 70 | 33 |
| | | 地域ケア会議 | 地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議で共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。 | 【会議開催実績】<br>・地域ケア個別会議開催回数　23回<br>・地域ケア地区別会議開催回数　6回<br>・地域ケア包括会議　1回<br>・地域ケア推進会議　1回 | 地域ケア会議の開催を行い、地域の高齢者の困りごとや課題を関係者間で共有し、高齢者を支える環境を強化、整備していきます。 | 地域包括支援課 | 70 | 34 |
| | | 高齢者虐待防止ネットワーク協議会 | 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の各会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につながる。 | 【協議会開催実績】<br>高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議<br>1回 | 高齢者虐待防止ネットワーク協議会や虐待の会議において虐待事案として把握した内容を、情報共有することで、関係者間での連携の強化につなげ、高齢者の自殺防止につなげていきます。 | 地域包括支援課 | 70 | 35 |
| | | 生活困窮者自立支援事業 | 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援等を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。 | パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。<br>〇生活困窮者自立相談支援事業<br>新規相談者数：231人<br>継続相談者数：延べ　1,542人<br>支援件数：4,144件（うち電話　2,819件）<br>〇就労準備支援事業<br>受付件数：161件<br>利用者数：延べ　161人（利用回数　543回）<br>〇家計改善支援事業<br>新規相談者数：137人<br>継続相談者数：299人<br>改善者数：7人 | 引き続き、生活困窮者の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。 | 生活支援課 | 70 | 36 |
| | | 要保護児童対策地域協議会 | 虐待を受けているこどもを始めとする要保護児童・要支援児童等について、関係機関と連携し、情報を共有の上適切な支援をすることで、児童、又は保護者の自殺防止につなぐ。 | 【要保護児童対策地域協議会の運営】<br>代表者会議　2回<br>実務者会議　12回<br>個別支援会議　58回<br>・児童虐待相談受付件数　411件<br>うち自殺企図107人<br>・進行管理件数（延べ人数）　686人<br>・進行管理台帳に登録されている子どもで学校・保育園等に所属している場合、所属機関と毎月1回書面による情報交換<br>・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認について<br>・子ども家庭総合支援課への情報提供件数　27件<br>・児童虐待防止推進月間の取組<br>・児童虐待を伴うDV相談件数<br>令和7年度新規DV相談　74件中　14件<br><br>11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、啓発懸垂塔や市内循環バスへの虐待防止啓発の掲示、および市内行事等での啓発物品の配布を通じて、地域への普及啓発に取組みました。 | ・「野田市虐待防止条例」「野田市児童虐待防止及びドメスティック・バイオレンス総合対策大綱」に基づき、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の関係機関との連携、家庭支援事業の活用等により、児童虐待の推進を図ります。<br>令和8年度第二次策定予定。<br>・子ども家庭総合支援課における、要保護児童対策地域協議会調整機関としての要保護児童、要支援児童、特定妊婦ケースの進行管理。<br>・児童虐待と密接な関連のあるDV被害者支援を実施。<br>・子ども家庭総合支援課分室による学校等への定期的な巡回<br>・教職員に対する法的マインドの要請及びこどもの権利擁護のため市内小中学校へのスクールロイヤーの配置及び教育委員会アドバイザーの配置。<br>・母子保健事業との連携と子育て支援事業を活用した虐待の未然防止の推進。<br>・虐待通報受理後、原則として当日に安全確認を行うことの徹底。 | 子ども家庭総合支援課 | 71 | 37 |
| | | 障がい者基本計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定事業 | 障がいに関する計画の推進について、調査審議を行う機関であり、障がい者福祉事業と自殺対策事業との連携可能な部分の検討を進めることにより、両事業の更なる連携の促進を図る。 | 令和5年度に策定し、6年度より開始した第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画において、地域の社会的資源の連携を基盤とする相談支援体制の充実・強化を達成すべき目標に設定しました。また、計画に基づく施策や取組の進捗状況の評価又は検証を実施しました。 | 協議会において、計画に基づく施策や取組について、進捗状況の評価及び検証を実施します。また、9年度より開始する第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画の策定年でもあるため、障害福祉サービスや障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保の円滑な実施に関する計画を定めます。 | 障がい者支援課 | 71 | 38 |
| | | 野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会運営業務 | 地域の福祉・医療・教育及び就労に関連する業務に従事する者により構成される機関であり、各種支援機関の連携により構築された連携体制は、自殺対策を展開する上での基盤となる。 | 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の専門部会として6部会を開催したほか、精神障がいにも対応した地域ケアシステム構築のための協議の場を設置し、情報を共有するとともに連携体制を拡充しました。 | 自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の本会、専門部会で情報を共有し、地域の連携体制の強化を図ります。 | 障がい者支援課 | 71 | 39 |

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| | | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、市、保健所、医療機関、基幹相談支援センター、中核地域生活支援センター、地域活動支援センター、相談支援事業所などが協働して、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す。 | 保健、医療及び福祉関係者による協議を行い、地域包括ケアシステム構築推進を図りました。 | 引き続き、関係機関との連携強化を更に進めることで、地域包括ケアシステムの構築を目指します。 | 障がい者支援課 | 71 | 40 |
| (2)自殺対策を支える人材の育成 | 【ゲートキーパーの育成】<br>ゲートキーパーは、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる人のことで、特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。<br>健康面の問題や経済的な困窮、進学や就労の場での困難、社会的マイノリティなど、様々な問題を抱えて悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することで、命の門番となります。<br>1人でも多くの方に、ゲートキーパーとしての意識を持っていただき、地域で行動していただくことで、自殺のリスクを抱えた人を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう育成に努めます。 | ゲートキーパーの育成 | 誰もがゲートキーパーとして活躍し、自殺のリスクを抱えた市民を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう、ゲートキーパーの普及と促進に努める。 | 相談業務や窓口業務に従事する職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施しました。<br>日にち：令和8年2月17日<br>講　師：千葉県いのちの電話研修員<br>参加人数：30名 | 相談業務や窓口業務に従事する職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施します。 | 生活支援課 | 71 | 41 |
| | | ボランティア活動団体 | ボランティア活動を行う団体を対象に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。 | 地域における身近な見守り役、つなぎ役である、民生委員児童委員への働きかけを継続的に行いました。講師、会場の調整がつかず、市が主催するゲートキーパー養成研修の開催に至らず、ボランティア活動団体への研修案内と受講の推奨はありませんでした。 | 野田市民生委員児童委員協議会全体研修において、地域自殺実態プロファイルに基づき野田市の現状を伝え地域の現状への理解を深めていただき、地域における見守りの一層の強化に御協力いただきます。 | 生活支援課 | 71 | 42 |
| | | 青少年育成団体 | 青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年育成団体に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。 | 青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年育成団体に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行いました。 | 引き続き、青少年のスカウト連絡協議会、野田市子ども会育成連絡協議会等の青少年育成団体に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供を行います。 | 生涯学習課 | 71 | 43 |
| | | 学童保育事業 | 学童保育を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会が多々あることから、学童保育所の職員を対象に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。 | 市主催のゲートキーパー研修には参加できませんでしたが、９月の自殺予防週間に合わせ、事務局を通じアドバイザーに厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し制度についての周知を図りました。 | 児童や保護者と接する機会が多い学童保育所の職員に、自殺予防対策に関する養成研修または自殺対策講座の案内と受講の推奨を行います。<br>自殺予防週間または自殺対策強化月間に合わせ、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し、制度について理解を深めることで、自発的な講座受講を促進します。 | 児童家庭課 | 71 | 44 |
| | | ファミリー・サポート・センター の運営 | 子育てに関連する悩みや自殺リスクの把握についての理解が深まり、必要時には専門機関の支援につなげるなど、気付き役やつなぎ役の役割を担えるようになることから、会員を対象に、ゲートキーパーの育成に関する情報を提供するとともに、ゲートキーパーとしての活動の働きかけを行う。 | 市主催のゲートキーパー研修には参加できませんでしたが、９月の自殺予防週間に合わせ、事務局を通じアドバイザーに厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し制度についての周知を図りました。 | 直接子育て支援に携わる提供会員に助言を行うファミリーサポートセンターのアドバイザーに、自殺予防対策に関する養成研修または自殺対策講座の案内と受講の推奨を行います。<br>自殺予防週間または自殺対策強化月間に合わせ、厚生労働省発「誰でもゲートキーパー手帳」を配布し、制度について理解を深めることで、自発的な講座受講を促進します。 | 児童家庭課 | 71 | 45 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況　＜いのち支える自殺対策の推進＞

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| (3)市民への啓発と周知 | 【リーフレット等の作成と配布】<br>納税や保険料の支払、公営住宅への入居、子育てに関する制度の利用等、各種手続や相談のための窓口を訪れた市民に対し、生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを配布することで、市民に対する情報周知を図ります。<br>【地域のネットワーク会議を活用した情報提供】<br>社会福祉協議会や市民活動団体など、様々な分野の支援者にリーフレットを配布し、地域における相談先の情報を知ってもらうとともに、支援者から各種相談に訪れる市民に対し、必要に応じてリーフレットを配布してもらい情報の周知を図ります。<br>【自殺予防週間と自殺対策強化月間の周知】<br>９月の自殺予防週間と3月の自殺対策強化月間の周知を図ります。<br>【高齢者や障がいのある人向け啓発資料への情報掲載】<br>高齢者や障がいのある人向けしおりやリーフレット等に、生きる支援に関連した地域の様々な相談先の情報を掲載します。 | 自殺予防週間や自殺対策強化月間の周知 | ９月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に合わせ、市報に相談窓口等を掲載し周知を図る。 | 千葉県の精神保健福祉センターの移転に合わせ、当初9月の自殺予防週間に合わせて予定したリーフレットを10月に作成し、全民生委員児童委員へ配布、市内公共施設に配架、ホームページへ掲載して周知を図りました。3月は地区民生委員児童委員定例会（全8地区）において自殺対策強化月間の周知に努めました。 | ９月の自殺予防週間に合わせてリーフレットを作成し、公共施設に配架して周知を図ります。<br>3月の自殺対策強化月間について市報へ掲載し周知を図ります。 | 生活支援課 | 72 | 46 |
| | | 図書館での自殺対策の啓発 | 自殺対策強化月間の周知に合わせて、自殺に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等により啓発を図る。 | 自殺予防週間（9/10～16）含む9月期間中（9/1～9/29）北図書館において、「心安らかに生きる―メンタルヘルスのすすめ」をテーマに資料展示を実施しました。<br>自殺対策強化月間（3/1～3/31）にせきやど図書館において、「自殺対策」をテーマに関連資料の展示を実施しました。 | ９月の自殺予防週間及び3月の自殺対策強化月間に合わせて、自殺予防に関するコーナーを設置し、「いのち」や「心の健康」をテーマにした関連図書の展示等を市内図書館1か所で順番に啓発を行います（9月南図書館、3月興風図書館）。 | 興風図書館 | 72 | 47 |
| | | 老人福祉センターの運営 | 高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、高齢者への相談先情報等の周知を図る。 | 高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。 | 高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施します。 | 高齢者支援課 | 72 | 48 |
| | | 中根地域福祉センターの運営 | 相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。 | 高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。 | 高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施します。 | 高齢者支援課 | 72 | 49 |
| | | 関宿福祉センターやすらぎの郷の運営 | 相談機関の窓口一覧情報等を施設内に掲示することにより、利用者への相談先情報等の周知を図る。 | 高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施しました。 | 高齢者向け相談機関の窓口一覧情報等を掲示し、高齢者への相談先情報等の周知を実施します。 | 高齢者支援課 | 72 | 50 |
| | | コミュニティづくりの推進 | 自治会役員等を対象にしたコミュニティ活動に関する研修会等の中で、自殺対策についても言及してもらうことで、住民間での意識の醸成と事業の周知を図る。 | 開催した研修会等において、配布や説明は行いませんでした。 | 野田市自治会連合会が主催する研修会では、自殺対策に関する研修の機会を設けることは予定されておりませんが、自治会役員等を対象にして自殺対策の啓発ができるかどうか検討していきます。また、研修や会議の中で、自殺対策の相談があった場合には、適した部署や各機関へ取りつないでいきます。 | 市民生活課 | 72 | 51 |
| | | 人権教育・啓発に関する野田市行動計画 | 講演会等の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることにより、住民への情報周知や啓発を図る。 | ・人権教室（小学校）の実施<br>12月4日（川間小）21人参加<br>12月11日（二川小）63人参加<br>12月10日（福田第二小）15人参加<br>12月5日（東部小）25人参加<br>・人権講演会（中学校）の実施<br>10月2日（福田中）129人参加<br>10月9日（北部中）375人参加<br>11月20日（川間中）224人参加<br>11月13日（二川中）170人参加<br>・人権・男女共同参画にかかるパネル展<br>自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーに関する展示、災害時の誹謗中傷等に注意を促す展示をしました。<br>令和7年12月10日～12月16日<br>市役所1階ふれあいギャラリー<br>保育所職員研修への出前<br>令和8年1月15日　野田市役所 | ・人権教室（小学校）の実施<br>6月8日（二ツ塚小）予定<br>7月6日（木間ケ瀬小）予定<br>7月15日（関宿小）予定<br>10月26日（南部小）予定<br>12月1日（中央小）予定<br>・人権講演会（中学校）の実施<br>（第一中）予定<br>（第二中）予定<br>（岩名中）予定<br>（関宿中）予定<br>・人権・男女共同参画にかかるパネル展<br>自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーに関する展示、災害時の誹謗中傷等に注意を促す展示を予定。<br>令和8年11月11日～11月17日予定<br>市役所1階ふれあいギャラリー<br>保育所職員研修への出前<br>令和9年1月12日　野田市役所 | 人権・男女共同参画推進課 | 72 | 52 |
| | | 男女共同参画計画 | 講演会等や啓発情報誌の中で、自殺対策に関連した内容を取り上げることにより、住民への情報周知や啓発を図る。 | ・人権・男女共同参画にかかるパネル展<br>自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーに関する展示、災害時の誹謗中傷等に注意を促す展示をしました。<br>令和7年12月10日～12月16日<br>市役所1階ふれあいギャラリー | ・人権・男女共同参画にかかるパネル展<br>自殺予防対策の一環として、ゲートキーパーに関する展示、災害時の誹謗中傷等に注意を促す展示を予定。<br>令和8年11月11日～11月17日<br>市役所1階ふれあいギャラリー | 人権・男女共同参画推進課 | 72 | 53 |
| | | 育英資金に関する事務 | 支給対象の学生に、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、支援先の情報周知を図る。 | 新規申し込み者がいませんでした。 | 今後とも引き続き、新規支給対象となる学生に対して、生きる支援に関する相談先等の情報周知に努めます。 | 学校教育課 | 72 | 54 |
| | | 教職員人事・研修関係事務 | 研修資料の１つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図る。 | 研修資料の１つとして、生きる支援に関する相談先等の掲載されたリーフレットを配布することで、教員自身並びに児童生徒向けの支援策の周知を図ります。 | 今後とも引き続き、教職員の研修等を通して、メンタルヘルスについての情報の周知と理解に努めます。 | 学校教育課 | 72 | 55 |
| | | 青少年対策事務 | 青少年育成団体の会議等において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図る。 | 青少年育成団体の会議等において、青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図かりました。 | 青少年の抱える問題や自殺対策に関連した内容を取り上げ、住民への情報周知や啓発を図ります。 | 生涯学習課 | 72 | 56 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況　＜いのち支える自殺対策の推進＞

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| | | 青少年補導センター事業 | 青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図る。 | 青少年補導員の研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図かりました。 | 引き続き研修会等で、青少年の非行防止・青少年の現状等や自殺対策に関連した内容を取り上げ、情報周知や啓発を図ります。 | 生涯学習課 | 73 | 57 |
| | | ガイドブック作成事業 | 障がい福祉ガイドブックに相談窓口の一覧情報を掲載し配布することで、市民に対して相談機関の周知、啓発を図る。 | 主な相談機関の一覧を障がい福祉ガイドブックに掲載し、ガイドブックはホームページで閲覧を可能にしました。 | 障がい福祉ガイドブックの更新に合わせて、掲載が必要な相談窓口の掲載を検討します。 | 障がい者支援課 | 73 | 58 |
| (4)生きることの促進要因への支援 | 【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】<br>様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。<br>【適切な介護サービス等の利用支援】<br>高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。<br>【子育て世帯に対する支援】<br>保護者に対するこどもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。<br>【児童家庭に対する支援】<br>児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。<br>【支援者への支援】<br>・介護者への支援：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。<br>・市職員への支援：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。<br>・教職員への支援：各校の管理職が、ストレスチェック等を通じて教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、安全衛生推進者等が悩みや相談等に対応するなど、教職員への支援を図ります。 | 一般相談 | 日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。 | 自殺リスクのある相談実績なし | 引き続き、日常生活の悩み事や相続、離婚などの一般的な相談を受ける中で、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し、支援を行います。 | 広報広聴課 | 73 | 59 |
| | | 認知症カフェ | 認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に寄与し得る。 | 認知症カフェ開設数　11箇所<br>新たに1団体が認知症カフェを開設しました。 | 認知症高齢者とその家族が自由に交流できる場を確保し、介護者同士が自由に話したり相談したりできる情報交換の場を設けることで、認知症高齢者とその家族の支え合いの推進に努めて参ります。 | 地域包括支援課 | 73 | 60 |
| | | えんがわ | 住民主体の通いの場「えんがわ」の開設に補助を行い、人と人とがつながることができる場所を市内全域に広げることにより介護予防や孤立化の防止を図る。 | えんがわ開設39箇所<br>新規開設箇所は4箇所、開催箇所は39箇所となりました。 | 小学校区に2箇所ずつの開設を目標とし、市報やホームページを活用してえんがわ制度の周知を図り、未開設の小学校区への開設を推進します。 | 高齢者支援課 | 73 | 61 |
| | | 認知症サポーター養成 | 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図る。 | 認知症サポーター養成講座<br>開催回数　41回<br>参加者数　1,460人<br>養成者累計　22,378人 | 認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する知識を有する市民を養成していくことで、認知症の家族が抱える負担を少しでも軽減するとともに、自殺リスクの低減を図って参ります。 | 地域包括支援課 | 73 | 62 |
| | | 敬老祝事業 | 敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に取り組みました。<br><br>令和7年度祝金対象者：54人<br>令和7年度祝品対象者：1,234人 | 敬老祝い品交付対象者に対し、民生委員等が直接訪問することにより、本人及び家族の方から悩みや情報交換等を通じて、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に取り組みます。 | 高齢者支援課 | 73 | 63 |
| | | 避難行動要支援者名簿の提供 | 高齢者や障がいのある人など、災害時の避難に支援を要する方について、自主防災組織、自治会等の役員、民生委員等が、避難行動要支援者名簿を基に、日頃から要支援者の見守りや声かけを実施することにより、地域とのつながりを形成し、孤立化の防止を図る。 | 避難行動要支援者支援計画の見直し方針について、国基準の避難行動要支援者の要件、市が主体的に個別避難計画を作成する避難行動要支援者の範囲等の修正を行い、令和8年2月16日の野田市自治会連合会常任理事会において報告しました。<br>また、令和8年2月27日には、修正後の要件における国基準者及び現名簿登載者に対し、避難行動要支援者名簿への登載に関する申請書（兼）同意書を発送しました。 | 国基準者の申請書（兼）同意書の回答状況が、令和8年5月15日現在で67.0%となり、33.0%の方から御回答を頂けなかったことから、今後の対応を検討します。<br>また、令和8年度内に支援関係者への避難行動要支援者名簿の提供及び個別避難計画の作成を開始するため、支援関係者等意見交換会の実施、新システムの導入等を進めていきます。 | 介護支援課 | 73 | 64 |
| | | 福祉タクシー事業 | 外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制する。 | 介護保険制度で要支援・要介護の認定を受けた方等の条件を満たした方に、支払った運賃の2分の1の相当する額(助成限度額は1,000円)を振り込む助成金は、令和8年度に1,636名の支給実績がありました。 | 外出が困難な要介護者に外出する機会を作ることで、要介護者の困難や問題がひきこもることを抑制します。 | 高齢者支援課 | 73 | 65 |
| | | 家族介護慰労金支給事業 | 重度の介護を要する高齢者を居宅で介護している家族に対し、慰労金を支給することにより、介護に係る経済的負担の軽減及び精神的不安の解消を図る。 | 1年以上要介護4・5の方を介護する市民税非課税世帯等の条件を満たした方に、年額10万円を支給する家族介護慰労助成金は、令和7年度に2件の支給実績がありました。 | 慰労助成金を支給することで介護者の経済的、精神的負担の軽減に取り組みます。 | 高齢者支援課 | 73 | 66 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況　＜いのち支える自殺対策の推進＞

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| (4)生きることの促進要因への支援 | 【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】<br>様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。<br>【適切な介護サービス等の利用支援】<br>高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。<br>【子育て世帯に対する支援】<br>保護者に対するこどもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。<br>【児童家庭に対する支援】<br>児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。<br>【支援者への支援】<br>・介護者への支援：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。<br>・市職員への支援：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。<br>・教職員への支援：各校の管理職が、ストレスチェック等を通じて教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、安全衛生推進者等が悩みや相談等に対応するなど、教職員への支援を図ります。 | 徘徊高齢者家族支援サービス | 徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、徘徊高齢者の安全を確保することで、介護している者等の精神的負担の軽減を図る。 | 認知症等による徘徊行動がある高齢者の安全確保のため、GPS機器の貸与と居場所検索サービスを実施してきましたが、令和7年度の新規利用者はなく、令和8年3月末時点の利用者は1人でした。 | 徘徊高齢者の安全確保、自殺防止に努めるとともに、介護者の精神的負担軽減に取り組みます。 | 高齢者支援課 | 74 | 67 |
| | | 訪問理容サービス事業 | 理容業者が訪問時に高齢者とその家族の状況が確認できることから、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 一般の理容サービスが困難な方等に、訪問理容サービスを受けた際の1,500円を支給する助成金は、令和7年度に10名の支給実績がありました。 | 理容業者が自宅を訪問することで本人の状況を把握し、適切な声かけや対応を行うことで自殺防止に努めるとともに、介護者の負担軽減に取り組みます。 | 高齢者支援課 | 74 | 68 |
| | | 合同就職相談会 | 就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。 | 野田市介護・障がい福祉職員合同就職相談会の開催<br>令和7年11月23日（日）<br>ブース参加事業者　19団体<br>来場者　　44人<br>就職内定者　3人（介護0人、障がい3人） | 令和8年度は、11月21日（土）に開催します。 | 介護支援課 | 74 | 69 |
| | | | | 令和7年11月23日に野田市役所1階エントランスホールを会場として、介護支援課及び障がい者支援課で合同就職相談会を開催しました。就職を促すことにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みました。 | 引き続き、具体的な策を講じ、介護及び障がい福祉の人材育成、教育及び確保に取り組みます。 | 障がい者支援課 | 74 | 70 |
| | | 体験就労事業 | 就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消を図る。 | 感染症等の拡大防止の観点から、施設における受入れを制限していたため、実績がありませんでした。 | 就業に対し意欲を持つこと、また就業することにより、社会からの疎外感や収入に対する不安の解消に取り組みます。 | 介護支援課 | 74 | 71 |
| | | 配食サービス | ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図る。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | ひとり暮らしの高齢者等に、令和8年度は1,698名に夕食の配達をしました。 | ひとり暮らしの高齢者等に夕食の配達をすることで、栄養のある食事を摂取し健康増進を図ります。また、安否確認を行うことにより、自殺リスクを抱えている利用者の早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を行い本人及び家族の不安解消に取り組みます。 | 高齢者支援課 | 74 | 72 |
| | | ひとり暮らし高齢者福祉台帳 | 独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、日常生活に不安を抱えている方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取り、不安の解消に取り組みました。 | 独居高齢者の情報を、民生委員から提出していただくことで、自殺のリスクを抱えている可能性のある方への相談及び必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。 | 高齢者支援課 | 74 | 73 |
| | | 緊急通報システム | 持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることにより、自殺リスクの低減を図る。 | 緊急通報装置を設置することで、持病を持つ方や、日常生活に不安を抱えている方に対して、精神的安心感を与えることに取り組みました。<br>令和7年度新規設置者：26名 | 持病を持つ方などが緊急通報装置を設置することで、精神的安心感を与えることに取り組みます。 | 高齢者支援課 | 74 | 74 |
| | | 介護用品支給事業 | 要介護者等を介護している者等の経済的負担の軽減を図るとともに、介護用品の配送時に、安否確認を行い必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | おむつの必要な高齢者に対して、定期的におむつを配達することで、経済的負担を減らし、生活品質の向上をさせるように取り組みました。 | 配達業者との連携を密にして、おむつ支給の中止や廃止・再開等をタイムリーに行い、費用の削減と顧客の満足度を向上させるように取り組みます。 | 高齢者支援課 | 74 | 75 |
| | | 養護老人ホームへの措置入所 | 65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、自殺リスクの低減を図る。 | 65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的な負担の軽減に取り組みました。 | 65歳以上で環境的、経済的理由等により、自宅において生活が困難な高齢者を措置入所させることにより、高齢者の身体的・精神的苦痛から解放し、負担の軽減に取り組みます。 | 高齢者支援課 | 74 | 76 |
| | | 複合老人ホーム野田市楽寿園の運営 | 施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。 | 生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に発見し、関係機関と連携し相談と支援を行いました。 | 生活相談員を配置し、気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するよう支援します。 | 高齢者支援課 | 74 | 77 |
| | | 岩木小学校老人デイサービスの運営 | 施設内に生活相談員を配置していることから、入所者及び家族等は生活上の問題を相談しやすいことから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し、支援を行う。 | 生活相談員を配置し、生活上の問題を相談し易く、問題を早期に発見し、関係機関と連携し相談と支援を行いました。 | 生活相談員を配置し、気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するよう支援します。 | 高齢者支援課 | 74 | 78 |
| | | いきいきクラブ連合会の技術支援 | スポーツ大会や文化イベント等を開催することにより、高齢者の社会参加や健康・生きがいづくりを促進し、自殺リスクの低減を図る。 | 開催イベントを下記の通り開催しました。<br>6/17　特選演芸会　7/24　囲碁・将棋大会<br>9/16　ゲートボール大会　10/3　芸能大会<br>10/17　グラウンド・ゴルフ大会　12/17　カラオケ大会<br>3/2　ニュースポーツセミナー | いきいきクラブにおいては、スポーツ大会、文化イベント等に参加することで社会参加や健康・生きがいづくりの促進を行い、自殺リスクの低減を図っていきます。 | 高齢者支援課 | 75 | 79 |
| | | 介護相談員派遣事業 | 介護相談員の施設訪問時に入所者が気軽に悩み相談ができることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 市に登録した介護相談員が、介護サービス施設に出向いて利用者の不満や不安を受け付け、事業者と行政の橋渡しを行い問題を未然に防ぎ、利用者の権利擁護の手助けを図りました。 | 介護相談員派遣事業では、訪問した介護相談員に気軽に相談できる体制となっています。生活上の問題を相談し易く、問題を早期に解決するように支援します。 | 介護支援課 | 75 | 80 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況　＜いのち支える自殺対策の推進＞

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| (4)生きることの促進要因への支援 | 【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】<br>様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。<br>【適切な介護サービス等の利用支援】<br>高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。<br>【子育て世帯に対する支援】<br>保護者に対するこどもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。<br>【児童家庭に対する支援】<br>児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。<br>【支援者への支援】<br>・介護者への支援：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。<br>・市職員への支援：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。<br>・教職員への支援：各校の管理職が、ストレスチェック等を通じて教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、安全衛生推進者等が悩みや相談等に対応するなど、教職員への支援を図ります。 | 母子健康手帳交付 | 母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が、経済面や支援者の有無を含め、妊婦の状況を聞取りし、自殺リスクの高い保護者の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、ハイリスクで支援が必要な方を早期発見し、関係機関との連携のうえ、より安心安全な環境で出産子育てができるよう支援しました。 | 母子健康手帳交付時に、保健師等の専門職が聞き取りの中で、アセスメントシートを活用することで、ハイリスクで支援が必要な方を早期発見し介入に努めるほか、サポートプランを妊婦と共有し、支援等を案内します。また、妊娠期から継続的に支援を行うことでメンタルヘルスの維持向上に務めます。 | 保健センター | 75 | 81 |
| | | 子ども相談 | 妊娠期から未就学(発達相談は18歳まで)の親子の様々な悩みを相談することにより、不安を軽減するとともに、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 親子の様々な悩みを傾聴し、精神面での支援を実施しました。<br>発達課題のある児に対しては、保護者の障がい受容状況を確認しながら、必要に応じて療育の利用案内を実施しました。 | 保護者から相談を受けた際には、悩みを傾聴し、精神面での支援を実施するとともに、必要に応じて医療機関などの関係機関につなげます。また、児と保護者の両側面から支援を行います。<br>発達相談の中で、丁寧に保護者の障がい受容を進めます。必要に応じて医療機関や療育などの関係機関につなげます。 | 保健センター<br>子どもの発達相談室 | 75 | 82 |
| | | 野田市乳児家庭全戸訪問事業（新生児・妊産婦、低体重児訪問指導を含む） | 乳児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 専門職の訪問において新生児・産婦の健康状態や育児状況等の問題を把握し、指導することで問題解決や継続支援の必要なケースを関係機関と連携することができました。きめ細やかな支援に努め、保護者の育児不安の軽減につなげ、必要時産後ケア等の利用を検討し、心のケアや育児サポート等の支援を行いました。 | 産後ケア事業を活用し、出産後の母子に対して、母親の育児不安の軽減や育児手技の指導等、個々の状況に合わせた支援を行います。 | 保健センター | 75 | 83 |
| | | 各種健診（乳幼児） | 乳幼児を抱える保護者との接触機会を活用し、自殺リスクの高い保護者の早期発見をし、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 健診や健康相談など保護者との接触機会を活用し、保健師、心理士、栄養士、歯科衛生士など専門職による相談を実施して、自殺リスクの高い養育者を早期発見し、関係機関と連携し、支援を行いました。 | 健診や健康相談に来所した方だけでなく、未受診者には訪問を実施し、全数の把握に努め、自殺リスクが高い保護者の早期発見と早期支援につなげます。 | 保健センター | 75 | 84 |
| | | 健康相談 | 健康に関する様々な相談に応じ自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。<br>うつ病の早期発見、適切な治療が自殺予防の大きな鍵であることから、個別相談を通じて、ストレスと上手に付き合うための方法やストレスに起因するうつ病等の様々な精神症状について、啓発を図る。 | 来所や電話で、個別相談を随時受付し対応しました。必要に応じて、関係機関と連携し支援を行いました。 | 健康に関する様々な相談に応じることで、支援が必要な方々との接触の機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。 | 保健センター | 75 | 85 |
| | | 市税等徴収業務 | 市税等を滞納している方は、様々な生活上の問題を抱えている可能性があり、納税相談を通じて自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 納付相談において、生活困窮や生活面における困難な問題を抱えていることを把握した場合には、猶予制度の説明や適切な相談機関への案内を行った。<br>なお、生活困窮による滞納の場合には生活再建に向けた相談が必要となるため、年度当初に所属職員に対し、生活再建型納税相談の研修を実施しました。 | 市税等を滞納している方は、生活面で深刻な問題を抱えていたり困難な状況である可能性が高いため、相談により状況を把握し、生活再建に向けた納付相談を行い、必要に応じて適切な支援機関につなぐ。<br>職員の異動や制度の変更等に対応するため、課内において生活再建型納税相談に関する研修を継続して実施します。 | 収税課 | 75 | 86 |
| | | 市営住宅事務 | 公営住宅の居住者や入居申込者は、生活困窮や低収入等、生活面で困難や問題を抱えていることが少なくないため、自殺のリスクが潜在的に高いと思われる住民に接触する機会を活用し、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 入居申込者や既存入居者の相談は随時受け付けているが、自殺のリスクがあると思われる内容のご相談につきまして、実績はございませんでした。 | 市営住宅の入居申込相談時や、既存の入居者で自殺リスクが見受けられた場合、関係機関と連携し支援を行います。 | 営繕課 | 75 | 87 |
| | | 消費生活相談 | 消費生活上の困難を抱える人は、自殺リスクの高いグループでもあり、消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 消費生活相談では、アドバイスやあっせんにより多くの問題を解決することができました。また、消費生活出前講座、安全安心まめメール、SNSを通じ、消費生活センターのPRを行い、消費者問題について広く市民に啓発するとともに、千葉県弁護士会と連携し、消費者問題無料相談会を実施しました。 | 引き続き消費生活相談における自殺リスクの早期発見と対応に努めるとともに、消費生活出前講座、消費生活展、安全安心まめメールを通して啓発を行います。<br>また、千葉県弁護士会と連携し、消費者問題無料相談会を実施し、問題の解決を図ります。 | 市民生活課 | 76 | 88 |
| | | 避難所の運営 | 避難所生活が長期化してきた場合、避難住民の「こころのケア」の問題に対処する必要があり、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 避難所運営マニュアルに、避難住民の「こころのケア」の問題に対応する必要性を明記し、避難所訓練等において周知しました。 | 引き続き、訓練等において「こころのケア」の問題に対処する必要性について周知します。また、実際に避難所を開設し長期化した際には、精神科医や心理カウンセラー、精神保健福祉士等の協力を得て、メンタルヘルスケアを実施するとともに、自殺リスクの早期発見に努めます。 | 危機管理課 | 76 | 89 |
| | | 人権相談 | 人権擁護委員による人権相談等において、市民の様々な悩みや相談に応じ、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 毎月第3木曜日（支所）、27日（市役所）に人権擁護委員による人権相談を実施しました。<br>市役所：毎月27日<br>いちいのホール：第3木曜日<br>事前予約制、1日4人まで<br>対面だけでなく電話相談も可能<br>相談件数：4件 | 毎月第3木曜日（支所）、27日（市役所）に人権擁護委員による人権相談を実施予定。<br>市役所：毎月27日<br>いちいのホール：第3木曜日<br>事前予約制、1日4人まで<br>対面だけでなく電話相談も可能 | 人権・男女共同参画推進課 | 76 | 90 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況　＜いのち支える自殺対策の推進＞

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| (4)生きることの促進要因への支援 | 【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】<br>様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。<br>【適切な介護サービス等の利用支援】<br>高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。<br>【子育て世帯に対する支援】<br>保護者に対するこどもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。<br>【児童家庭に対する支援】<br>児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。<br>【支援者への支援】<br>・介護者への支援：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。<br>・市職員への支援：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。<br>・教職員への支援：各校の管理職が、ストレスチェック等を通じて教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、安全衛生推進者等が悩みや相談等に対応するなど、教職員への支援を図ります。 | 女性のための相談 | 女性の様々な問題の相談に応じており、何らかの困難に直面した際の最初の相談窓口であり、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 毎月第1木曜日～第3木曜日（祝日が含まれる場合は第4木曜日）に女性のための相談を実施しました。<br>相談件数:111件 | 毎月第1木曜日～第3木曜日（祝日が含まれる場合は第4木曜日）に女性のための相談を実施予定。 | 人権・男女共同参画推進課 | 76 | 91 |
| | | 男性のための電話相談 | 職員の傾聴を中心とした相談、男性の様々な問題の相談に応じており、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 男性のための電話相談を行います。<br>月曜日から金曜日（祝日はお休み）8時30分から5時15分まで<br>相談件数:9件 | 男性のための電話相談を行います。<br>月曜日から金曜日（祝日はお休み）8時30分から5時15分まで | 人権・男女共同参画推進課 | 76 | 92 |
| | | DV相談 | 配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 配偶者やパートナー等からの暴力の相談を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行いました。<br>DV相談件数　　487件 | ・警察等の関係機関と連携を図り、保護を求めているD V被害女性の安全確保を図るとともに、自立に向けた各種支援の継続<br>・DV シェルターに入所した DV被害女性に対し、退所後の自立支援を図るため、緊急に必要とする生活支援資金助成の継続<br>・DV被害女性が他自治体での自立を目指すに当たり広域的な対応を図るため、受入側の自治体に対する理解と協力の要請及び受入側の自治体への情報提供と支援協力<br>・情報の共有化を図り、迅速な対応を取るため、「野田市ドメスティック・バイオレンス対策協議会」の開催及び事例検討等を通じた情報交換 | 子ども家庭総合支援課 | 76 | 93 |
| | | 就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務 | 就学に際して経済的困難を抱えている児童・生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性が考えられることから、費用の補助に際して保護者と応対する際に、家庭状況に関する聞取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 申請のため窓口に来庁した保護者等に対しては、丁寧に対応しましたが、家庭状況や生活上の悩み等の相談に至った家庭はありませんでした。 | 就学援助等の周知に際し、申請用書用紙等の配布に加え、相談窓口の案内を周知する等の対応を実施します。 | 学校教育課 | 76 | 94 |
| | | 育英資金に関する事務 | 支給対象の学生との面談時に、家庭の状況やその他の問題等について聞取りを行う中で、資金面の援助に留まらず、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 新規申し込み者がいませんでした。 | 育英資金の審査に当たり、保護者や学生との面談を通して、家庭状況の把握に努めるとともに、必要に応じて適切な相談窓口を案内する等の対応を実施します。 | 学校教育課 | 76 | 95 |
| | | 教職員人事・研修関係事務 | 教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | メンタルヘルス研修を通じて、管理職を含む教職員の理解を深めるとともに、管理職は自殺リスクの把握に努めました。なお、自殺リスクの高い者はいませんでした。 | メンタルヘルスに関する研修等を通じて、職員自身のメンタルヘルスの客観的な把握に努めます。<br>また、職員の健康管理において、自殺リスクの高い職員の把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携し職員への支援を行います。 | 学校教育課 | 77 | 96 |
| | | 学校職員安全衛生管理事業 | 安全衛生推進者と衛生担当者が学校職員（支援者）の悩みや相談等に対応するなど心の健康管理を行うことにより、自殺リスクの低減を図る。 | 教員のストレスチェックや時間外勤務時間数の削減の取組を通じて健康管理を行い、自殺リスクの低減を図ることができました。 | 今後とも引き続き、職員の健康管理を通して自殺リスクの低減に努めます。 | 学校教育課 | 77 | 97 |
| | | 学校職員ストレスチェック事業 | ストレスチェックを実施し、児童生徒を支援する学校職員に対する支援（支援者への支援）の強化を図る。 | ストレスチェックを通じて、教員の悩みの把握に努めるとともに、高ストレス者であると判明した場合には、医療機関の受診を勧める等の支援を行いました。 | 職員に対するストレスチェックを実施し、その結果を基に自殺リスクの低減を図るための支援を行います。 | 学校教育課 | 77 | 98 |
| | | 給食費の滞納金徴収事務 | 窓口や訪問徴収等で保護者と応対する場合には、家庭状況に関する聞取りを行い、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 直接家庭を訪問しての滞納金徴収は実施できませんでしたが、電話や窓口で対応した保護者等については、家庭状況等の聞取りを行い、併せて生活上の悩み等の把握に努めました。 | 窓口納付や臨戸徴収の際に、必要に応じて保護者から家庭状況の聞取りを行うことで、自殺リスクの把握に努めるとともに、適切な相談窓口を案内する等の対応を実施します。 | 学校教育課 | 77 | 99 |
| | | 教育・いじめ相談<br>（対象：小中学校の児童生徒） | 不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩みなどの相談を通じて、自殺リスクの高い児童生徒がいた場合は、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 指導主事による丁寧な相談対応により、いじめや教育課題の早期解決に努めた。<br>必要に応じて関係機関と適切に連携し、迅速な対応を図った。 | 市内小中学校の教育相談・長欠担当、その他希望者を対象に「教育相談研修会」を実施します。<br>令和8年7月29日（水）実施予定 | 指導課 | 77 | 100 |
| | | 教育・いじめ相談（対象：青少年） | 不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談において、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。 | 不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談において、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡した。 | 不登校、いじめ、友人関係、親子関係などの悩み相談を受ける中で、自殺リスクのある相談者がいた場合は、必要に応じて関係機関に連絡する。 | 生涯学習課 | 77 | 101 |
| | | つどいの広場事業 | 乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 令和7年度<br>利用人数　1,582人<br>相談件数　　206件<br>（うち自殺に関する相談なし） | 乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。 | 児童家庭課 | 77 | 102 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況　＜いのち支える自殺対策の推進＞

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| (4)生きることの促進要因への支援 | 【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】<br>様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。<br>【適切な介護サービス等の利用支援】<br>高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。<br>【子育て世帯に対する支援】<br>保護者に対するこどもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。<br>【児童家庭に対する支援】<br>児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。<br>【支援者への支援】<br>・介護者への支援：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。<br>・市職員への支援：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。<br>・教職員への支援：各校の管理職が、ストレスチェック等を通じて教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、安全衛生推進者等が悩みや相談等に対応するなど、教職員への支援を図ります。 | 地域子育て支援拠点事業 | 乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、そうしたリスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 令和7年度<br>利用人数　9,217人<br>令和4年8月から子ども館が指定管理となったことにあわせ地域子育て支援拠点機能を持たせ交流・相談・情報提供・講座関係の基本4事業を実施しました。<br>相談件数　235件<br>(うち自殺に関する相談なし) | 乳幼児とその保護者が気軽に集い交流できる場を設けることで、自殺リスクの軽減に寄与するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行います。 | 児童家庭課 | 77 | 103 |
| | | 学童保育事業 | 学童保育を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えたこどもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 普段から保育の場を通じ保護者や児童とコミュニケーションをとっており、リスクの早期発見につなげておりますが、相談はありませんでした。 | 学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握するとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。 | 児童家庭課 | 77 | 104 |
| | | 子ども館事業 | 子ども館を通じて、保護者やこどもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えたこどもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 令和7年度<br>利用人数　190,795人<br>普段から遊びの場を通じ保護者や児童とコミュニケーションをとっており、リスクの早期発見につなげておりますが、リスクの早期発見につなげておりますが、相談はありませんでした。 | 子ども館事業を通じて、保護者や子どもの状況把握を行う機会があり、悩みを抱えた子どもや保護者を把握できることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取ります。 | 児童家庭課 | 77 | 105 |
| | | 子ども・子育て支援事業計画の推進 | 子ども・子育て支援事業と自殺対策とを連動させることにより、妊産婦や子育て世帯への支援強化を図る。 | 地域子ども・子育て支援事業の実施者に対し、自殺対策につながるよう、悩みを抱えた世帯の把握に努めるよう助言を行いました。 | 支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。 | 児童家庭課 | 78 | 106 |
| | | 児童扶養手当支給事務 | 家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 児童扶養手当<br>受給者数　956人 | 支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。 | 児童家庭課 | 78 | 107 |
| | | 養育者支援手当支給事務 | 家族との離別・死別を経験している方は自殺のリスクが高まる可能性があることから、手当の支給機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 養育者支援手当<br>受給者数 1人 | 支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。 | 児童家庭課 | 78 | 108 |
| | | ひとり親家庭等医療費助成金支給事務 | ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しがちであるなど、自殺につながる問題要因を抱え込みやすいことから、医療費の助成時に当事者との直接的な接触機会を通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | ひとり親家庭等医療費助成金<br>現物給付　20,017件<br>償還分　316件<br>合計　20,333件 | 支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。 | 児童家庭課 | 78 | 109 |
| | | 母子・父子自立支援員設置事業 | 配偶者のいない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、離死別直後の精神的安定を図り、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 母子・父子自立支援員相談<br>令和7年度実績　571件<br>(母子家庭552件、父子家庭相談19件) | 支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。 | 児童家庭課 | 78 | 110 |
| | | ひとり親家庭等日常生活支援事業 | 家庭生活支援員を派遣する等その生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 子育て支援　2人延べ1日　4時間<br>(うち保育所待機時利用　実績なし)<br>生活援助　1人延べ1日　11時間 | 支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。 | 児童家庭課 | 78 | 111 |
| | | ひとり親家庭情報交換事業 | ひとり親家庭が定期的に集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図ることを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 情報交換事業(9回)　85人 | 支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。 | 児童家庭課 | 78 | 112 |
| | | 母子家庭等就業自立支援事業 | 母子家庭の母等に対し、就業の支援のための事業を実施することにより、就業に必要な知識や技能の習得を図り、母子家庭の母等の経済的な自立を支援することを通じて、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 就業支援講習会<br>【パソコン】　受講者数　4人<br>【日商簿記3級】　受講者数　3人<br>【医療事務】　受講者数　0人 | 支援の機会等を通して、自殺リスクの早期発見と必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応に努めます。 | 児童家庭課 | 78 | 113 |
| | | 児童家庭相談事業(家庭児童相談) | 子育て中の保護者からの育児に関する各種相談、支援を行うことで、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 子ども家庭総合支援拠点(家庭児童相談室)対応件数(巡回相談含む)<br>相談件数　1,199件<br>うち要保護以外　1,108件 うち自殺企図等　36件<br>要保護　91件 うち自殺企図等　71件 | 広く市民に子ども家庭総合支援課の相談窓口を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図ります。 | 子ども家庭総合支援課 | 79 | 114 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況　＜いのち支える自殺対策の推進＞

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| (4)生きることの促進要因への支援 | 【自殺リスクを抱える可能性のある人への支援】<br>様々な市民が集い交流できるだけでなく、生活全般に関わる様々な問題について気軽に相談できる場所として、またそうした市民に対して様々な関係者が連携し、一体的に支援を提供していくための地域の拠点づくりを進めます。<br>【適切な介護サービス等の利用支援】<br>高齢者の身体等の状況変化に合わせて、適切な時期・内容の支援や介護サービスが利用できるように、介護保険制度等の利用案内、相談体制を充実し、高齢者の生活環境を整えます。また、高齢者が家庭環境上や経済的理由で、自宅での生活が困難な場合には、「養護老人ホーム」へ措置を行うことで生活の基盤を確保します。<br>【子育て世帯に対する支援】<br>保護者に対するこどもの発達・発育に関する相談機会の提供や、保護者同士が自由に交流できる場の設置等を通して、問題を抱える保護者の早期発見と対応に努めます。<br>【児童家庭に対する支援】<br>児童虐待に関する通報や子育て支援に関する相談に対応し必要に応じて関係機関と連携し、課題の解決を図ります。また、子どもショートステイ等、保護者の負担軽減を図る支援を通じて、問題の深刻化を未然に防ぎます。<br>【支援者への支援】<br>・介護者への支援：介護者同士が介護にまつわる悩みや問題について、自由に話したり相談したりできるよう、介護者同士の交流の場の設置に努めます。<br>・市職員への支援：健康相談やメンタルヘルスの講習会の機会を提供し、また、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導の実施を通じて、心身面における健康の維持増進を強化します。<br>・教職員への支援：各校の管理職が、ストレスチェック等を通じて教職員のメンタルヘルスの状態把握に努めるとともに、安全衛生推進者等が悩みや相談等に対応するなど、教職員への支援を図ります。 | 児童家庭相談事業（児童虐待防止対策） | こどもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぐとともに、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室）対応件数（巡回相談含む）<br>相談件数　1,199件<br>うち要保護以外　1,108件 うち自殺企図等　36件<br>要保護　91件 うち自殺企図等　71件 | 広く市民に子ども家庭総合支援課の相談窓口を周知し、18歳までの全ての子どもとその家庭や妊産婦への切れ目なく継続的な支援施策を充実させるとともに、相談者に応じた地域資源の活用等につなげることで、児童虐待の予防・早期発見・早期対応を図ります。 | 子ども家庭総合支援課 | 79 | 115 |
| | | 児童福祉施設入所事務（母子生活支援施設、助産施設） | 母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯への、施設入所のあっせんを通じて、そうした家庭を把握するとともに、心理的なサポートも含めた支援を継続的に行うことで、自殺リスクの低減と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 助産施設<br>入所人数　6人 うち自殺企図等　2件<br>母子生活支援施設<br>利用なし | 児童福祉法に基づき、母子家庭や出産に際し経済的困窮を始め様々な困難を抱えた世帯の母子生活支援施設や助産施設入所に係る事務を行います。 | 子ども家庭総合支援課 | 79 | 116 |
| | | 子育て短期支援事業（ショートステイ） | こどもの一時預かりは、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、必要に応じて支援を提供していくための契機となり得ることから、自殺リスクの早期発見と必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。 | 宿泊<br>利用人数：15人 うち自殺企図等0人　利用日数：280日<br>日帰り<br>利用人数：1人 うち自殺企図等0人　利用日数：1日<br>夜間<br>利用人数：7人 うち自殺企図等0人　利用日数：25日 | 保護者の病気、出産、冠婚葬祭、看護、育児疲れ、育児不安等、様々な状況やニーズに対応することで、子育て負担の軽減や虐待の未然防止を図る。<br>保健センターによる乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業といった母子保健事業との連携や、子ども家庭総合支援課（家庭児童相談室を含む）の相談業務から、子育て短期支援事業につなげ、児童虐待の予防・早期対応を図ります。 | 子ども家庭総合支援課 | 79 | 117 |
| | | 育児支援家庭訪問事業 | 出産前から支援が必要な妊婦や育児不安や育児ストレスを感じている家庭に、育児、家事及び相談等の訪問員を派遣し、子育てへの負担軽減を図る。 | 利用者数　14人 うち自殺企図等3人<br>（内訳）<br>出産後1年以内の母親　9人 うち自殺企図等2人<br>養育上の問題を抱える家庭　5人 うち自殺企図等1人<br>派遣日数　184日<br>派遣時間　359.5時間 | 虐待担当とも連携し、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。<br>保健センターによる特定妊婦に対する支援、乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の母子保健事業と連携し、要保護児童への早期対応を図ります。 | 子ども家庭総合支援課 | 79 | 118 |
| | | 生活困窮者自立支援事業 | 生活保護に至る前の生活困窮者に対し、経済的・社会的自立を支援するため、就労や生活に関する相談に応じ、必要な知識や情報の提供及び助言を行うとともに、本人の状態に応じた就労準備支援や家計改善支援を実施する。 | パーソナルサポートセンターにおいて、就労支援や住宅喪失、多重債務、ひきこもりをはじめとした心の健康等、様々な問題に直面している方の課題解決に向け、寄り添い型の相談・支援を継続的に実施しました。<br>〇生活困窮者自立相談支援事業<br>新規相談者数：231人<br>継続相談者数：延べ　1,542人<br>支援件数：4,144件（うち電話　2,819件）<br>〇就労準備支援事業<br>受付件数：161件<br>利用者数：延べ　161人（利用回数　543回）<br>〇家計改善支援事業<br>新規相談者数：137人<br>継続相談者数：299人<br>改善者数：7人 | 引き続き、生活困窮者の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。 | 生活支援課 | 79 | 119 |
| | | 民生委員児童委員事務 | 地域で困難を抱えている人に気付き、自殺リスクの高い方がいた場合は、必要に応じて適切な相談窓口につなぐ等の対応を取る。 | 地域における相談や見守り活動にあたり、自殺リスクの高い市民を迅速に支援に繋げられるよう、適切な相談窓口を周知しております。 | 引き続き、地域で困難を抱えている人の課題解決に向けた相談・支援を通じて、自殺リスクの軽減を図ります。 | 生活支援課 | 79 | 120 |
| | | 地域生活支援拠点事業 | 地域生活支援拠点において、相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを行う。 | ・基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めました。<br>・相談機能強化のため、一部の相談支援事業所による協定を締結しました。 | ・引き続き基幹相談支援センターが中心となって相談支援専門員連絡会を毎月開催し、相談支援専門員の対応力向上に努めます。<br>・相談機能強化のため、毎月、基幹相談支援センター及び指が中心となり、協定締結相談支援事業所と事例検討会を開催します。 | 障がい者支援課 | 79 | 121 |
| | | 障がい者差別解消推進事業 | 障がい者支援課を障がいの差別に関する相談窓口として位置付け、障がいのある人差別に関する相談に応じる中で支援を行う。 | 令和7年度は2件の差別に関する相談に対応しました。また、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めました。 | 差別に関する相談を受け、必要に応じて事業所への確認等を行います。また、障害者差別解消法のパンフレットを配布し、周知・啓発に努めます。 | 障がい者支援課 | 79 | 122 |
| | | 障がい者等に対する権利擁護 | 精神障がいや知的障がい等により判断能力が不十分な方が生活に不安を抱える状態においては、自殺リスクが高い方も含まれる可能性がある。成年後見制度事業を通じて支援を行う。 | 障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう支援し、令和7年度は市長申立てを3件実施しました。また、障がい福祉ガイドブックに制度内容を掲載し、普及啓発に努めました。 | 今後も関係機関と連携し、障がいのある人が「成年後見制度利用支援事業」を利用して適切な意思決定ができるよう、支援の必要な方に市長申立の実施を行うとともに、成年後見制度の周知に努めます。 | 障がい者支援課 | 79 | 123 |
| | | 障がい者虐待の対応 | 野田市障がい者虐待防止センターとして障がいのある人の虐待に関する通報や相談を通じて当人や家族等の支援を行う。 | 令和7年度は31件の障がい者虐待に関する相談を受け、養護者、事業者等への事実確認等を行いました。また、市報、ホームページ等で虐待防止の周知・啓発に努めました。 | 障がい者虐待に関する相談を受け、必要に応じて養護者、事業者等への事実確認等を行います。また、市報、ホームページ等で虐待防止の周知・啓発に努めます。 | 障がい者支援課 | 80 | 124 |

# 野田市地域福祉計画【第4次改訂版】取組状況　＜いのち支える自殺対策の推進＞

| 関連事業 | 事業内容及び方針 | 生きる支援の関連施策 | | 令和7年度 | 令和8年度 | 担当課 | ページ | 項番 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 事業名 | 「生きる支援」事業内容 | 取組実績 | 計画期間中の今後の取組 | | | |
| | | 障がい者相談員による相談業務 | 障がいを抱えて地域で生活している方は、生活上の様々困難に直面する中で自殺リスクが高まる場合があることから、障がいのある当事者による相談業務を実施する。 | 障がいのある人同士でしか分からない悩みや問題の解決に向けて共に考えていく場として当事者相談を実施しました。 | 障がいのある人同士でしか分からない悩みや問題の解決に向けて共に考えていく場として当事者相談を実施します。 | 障がい者支援課 | 80 | 125 |
| | | 市職員への支援 | 健康相談やメンタルヘルス講習会の機会を提供し、ストレスチェックや検診結果に基づく各種指導を実施する。 | 毎月産業医による健康相談をストレスチェックや検診結果を活用し実施しました。メンタルヘルス研修についても新規採用職員から異動者、管理職向けに実施いたしました。また全体職員向けに12月にもメンタルヘルスセミナーを実施いたしました。 | 昨年度に引き続き、産業医による面談の実施の継続、研修等を通し、相談の機会、支援を行い、メンタルヘルスの知識の醸成を図ってまいります。 | 人事課 | 80 | 126 |
| (5)児童生徒に対するSOSの出し方に関する教育 | 児童生徒が社会において今後様々な困難や問題に直面した際に、その対処方法を身につけることができるよう、全公立小中学校でSOSの出し方に関する教育を実施します。 | 教育相談 | いじめや家族・友人と不仲である、級友に悩みを知られたくない、周囲に心配をかけたくないなどの理由から、問題を抱え込んでしまうこどももいることから、児童生徒が安心して悩みを打ち明けられるよう、学校の教育相談体制を整える。 | 各学校において、教育相談週間を設け、悩みを抱えた児童生徒１人１人に寄り添う相談実施する等の対応をしました。 | 市内小中学校の教育相談・長欠担当、その他希望者を対象に、「教育相談研修会」実施するとともに、校内における教育相談体制を確立するための方法等を周知します。 | 指導課 | 80 | 127 |
| | | いじめ防止対策 | 市内の小中学校の児童生徒を対象にSOSの出し方に関する教育を実施する。 | 児童生徒の悩みや不安について、信頼できる大人や友達に相談できるように、「市内の全児童生徒にSOSの出し方授業」を2回実施しました。<br><br>実施詳細<br>実施回数：2回（1回目４月、2回目７月）<br>実施人数：小学校　13,498人<br>中学校　7,030人　※2回合計 | 今年度も年2回のSOSの出し方授業を実施予定。<br>4月は実施済み。2回目は夏休み前に市内全小中学校で実施予定。 | 指導課 | 80 | 128 |

# 野田市における自殺の現状

自殺対策の推進については、自殺総合対策大綱の基本理念である、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を目指すためには、野田市地域福祉計画における生きる支援の関連施策として 96 事業を進めております。

しかし、個々の施策成果だけを評価するのではなく、それぞれの施策を進める中で、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることが重要となり、自殺予防は、“気づき”と“つなぎ”であり、職員同士の連携、行政と民間、そして市民が協働で取り組むことが必要です。

そこで、野田市における自殺の現状から見えてくる課題を整理し、今後の取組方針を次のとおり報告いたします。

## １　自殺者数の推移（令和５年度～令和７年度）

### （１）性別・年齢別の自殺者数

＜野田市＞　（単位：人）

| 区分 | | 自殺者数 | 自殺死亡率 | -19 | 20-29 | 30-39 | 40-49 | 50-59 | 60-69 | 70-79 | 80- | 不詳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 | 総数 | 33 | 21.49 | 2 | 3 | 4 | 2 | 7 | 5 | 8 | 1 | 1 |
| | 割合（%） | | | 6.1 | 9.1 | 12.1 | 6.1 | 21.2 | 15.2 | 24.2 | 3.0 | 3.0 |
| | 男 | 24 | 31.10 | 0 | 1 | 3 | 2 | 7 | 3 | 6 | 1 | 1 |
| | 女 | 9 | 11.79 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| R6 | 総数 | 24 | 15.60 | 0 | 4 | 5 | 2 | 5 | 2 | 4 | 2 | 0 |
| | 割合（%） | | | 0 | 16.6 | 20.8 | 8.4 | 20.8 | 8.4 | 16.6 | 8.4 | 0 |
| | 男 | 19 | 24.59 | 0 | 3 | 5 | 2 | 4 | 1 | 2 | 2 | 0 |
| | 女 | 5 | 6.53 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 2 | 0 | 0 |
| R5 | 総数 | 26 | 16.92 | 1 | 1 | 1 | 7 | 5 | 5 | 6 | 0 | 0 |
| | 割合（%） | | | 3.8 | 3.8 | 3.8 | 26.9 | 19.3 | 19.3 | 23.1 | 0 | 0 |
| | 男 | 18 | 23.30 | 1 | 0 | 1 | 4 | 5 | 3 | 4 | 0 | 0 |
| | 女 | 8 | 10.47 | 0 | 1 | 0 | 3 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 |

＜国＞　（単位：人）

| 区分 | | 自殺者数 | 自殺死亡率 | -19 | 20-29 | 30-39 | 40-49 | 50-59 | 60-69 | 70-79 | 80- | 不詳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 | 総数 | 19,188 | 22.0 | 830 | 2,412 | 2,293 | 2,968 | 3,743 | 2,406 | 2,337 | 2,160 | 39 |
| | 割合（%） | | | 4.3 | 12.6 | 12.0 | 15.5 | 19.5 | 12.5 | 12.2 | 11.2 | 0.2 |
| | 男 | 13,176 | 15.6 | 401 | 1,566 | 1,618 | 2,193 | 2,702 | 1,703 | 1,573 | 1,386 | 34 |
| | 女 | 6,012 | 9.5 | 429 | 846 | 675 | 775 | 1,041 | 703 | 764 | 774 | 5 |
| R6 | 総数 | 20,320 | 16.4 | 800 | 2,465 | 2,399 | 3,214 | 3,799 | 2,584 | 2,685 | 2,346 | 28 |
| | 割合（%） | | | 3.9 | 12.2 | 11.8 | 15.8 | 18.7 | 12.7 | 13.2 | 11.6 | 0.1 |
| | 男 | 13,801 | 22.9 | 370 | 1,546 | 1,717 | 2,366 | 2,684 | 1,812 | 1,799 | 1,483 | 24 |
| | 女 | 6,519 | 10.3 | 430 | 919 | 682 | 848 | 1,115 | 772 | 886 | 863 | 4 |
| R5 | 総数 | 21,837 | 17.6 | 810 | 2,521 | 2,587 | 3,625 | 4,194 | 2,798 | 2,901 | 2,370 | 31 |
| | 割合（%） | | | 3.7 | 11.5 | 11.9 | 16.6 | 19.2 | 12.8 | 13.3 | 10.9 | 0.1 |
| | 男 | 14,862 | 26.6 | 431 | 1,599 | 1,883 | 2,665 | 2,939 | 1,931 | 1,910 | 1,479 | 25 |
| | 女 | 6,975 | 10.9 | 379 | 922 | 704 | 960 | 1,255 | 867 | 991 | 891 | 6 |

＜千葉県＞　　（単位：人）

| 区分 | | 自殺者数 | 自殺死亡率 | -19 | 20-29 | 30-39 | 40-49 | 50-59 | 60-69 | 70-79 | 80- | 不詳 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 | 総数 | 938 | 14.86 | 39 | 124 | 114 | 141 | 207 | 104 | 108 | 91 | 10 |
| | 割合（%） | | | 4.2 | 13.2 | 12.2 | 15.0 | 22.0 | 11.1 | 11.5 | 9.7 | 1.1 |
| | 男 | 650 | 20.69 | 13 | 81 | 81 | 107 | 163 | 70 | 69 | 57 | 9 |
| | 女 | 288 | 9.09 | 26 | 43 | 33 | 34 | 44 | 34 | 39 | 34 | 1 |
| R6 | 総数 | 923 | 14.63 | 46 | 106 | 111 | 142 | 187 | 120 | 114 | 94 | 3 |
| | 割合（%） | | | 5.0 | 11.5 | 12.0 | 15.4 | 20.3 | 13.0 | 12.3 | 10.2 | 0.3 |
| | 男 | 606 | 19.29 | 17 | 68 | 83 | 99 | 126 | 83 | 68 | 59 | 3 |
| | 女 | 317 | 10.00 | 29 | 38 | 28 | 43 | 61 | 37 | 46 | 35 | 0 |
| R5 | 総数 | 975 | 15.45 | 39 | 108 | 123 | 161 | 200 | 119 | 130 | 93 | 2 |
| | 割合（%） | | | 4.0 | 11.1 | 12.6 | 16.5 | 20.5 | 12.2 | 13.4 | 9.5 | 0.2 |
| | 男 | 649 | 20.65 | 21 | 58 | 89 | 110 | 132 | 86 | 89 | 62 | 2 |
| | 女 | 326 | 10.29 | 18 | 50 | 34 | 51 | 68 | 33 | 41 | 31 | 0 |

※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」（**自殺死亡率は 10 万人当たりの割合**）より集計。国の自殺死亡率は「警察庁自殺統計：自殺状況資料」より集計。

**（２）原因・動機別自殺者数**

＜野田市＞　　（単位：人）

| 区分 | | 家庭問題 | 健康問題 | 経済・生活問題 | 勤務問題 | 交際問題 | 学校問題 | その他 | 不詳 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 | 総　数 | 9 | 18 | 8 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 | 45 |
| | 割合(%) | 20.0 | 40.0 | 17.7 | 8.9 | 4.5 | 2.2 | 4.5 | 2.2 | 100 |
| | 男 | 6 | 11 | 8 | 4 | 1 | 0 | 1 | 1 | 32 |
| | 女 | 3 | 7 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 13 |
| R6 | 総　数 | 4 | 11 | 6 | 7 | 1 | 0 | 2 | 0 | 31 |
| | 割合(%) | 12.9 | 35.5 | 19.3 | 22.6 | 3.2 | 0 | 6.5 | 0 | 100 |
| | 男 | 2 | 9 | 6 | 6 | 1 | 0 | 2 | 0 | 26 |
| | 女 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 |
| R5 | 総　数 | 10 | 14 | 7 | 3 | 0 | 3 | 0 | 1 | 38 |
| | 割合(%) | 26.3 | 36.9 | 18.4 | 7.9 | 0 | 7.9 | 0 | 2.6 | 100 |
| | 男 | 3 | 10 | 7 | 3 | 0 | 2 | 0 | 1 | 26 |
| | 女 | 7 | 4 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 12 |

＜国＞　　（単位：人）

| 区分 | | 家庭問題 | 健康問題 | 経済・生活問題 | 勤務問題 | 交際問題 | 学校問題 | その他 | 不詳 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 | 総　数 | 4,201 | 11,355 | 5,387 | 2,390 | 875 | 524 | 1,764 | 2,010 | 28,506 |
| | 割合(%) | 14.7 | 39.8 | 18.9 | 8.4 | 3.1 | 1.8 | 6.2 | 7.1 | 100 |
| | 男 | 2.631 | 6,722 | 4,713 | 1,987 | 509 | 299 | 1,246 | 1,501 | 19,608 |
| | 女 | 1,570 | 4,633 | 674 | 403 | 366 | 225 | 518 | 509 | 8,898 |
| R6 | 総　数 | 4,297 | 12,029 | 5,092 | 2,564 | 868 | 572 | 1,704 | 1,985 | 29,111 |
| | 割合(%) | 14.8 | 41.3 | 17.5 | 8.8 | 3.0 | 2.0 | 5.8 | 6.8 | 100 |
| | 男 | 2,643 | 7,063 | 4,459 | 2,146 | 526 | 350 | 1,198 | 1,479 | 19,864 |
| | 女 | 1,654 | 4,966 | 633 | 418 | 342 | 222 | 506 | 506 | 9,247 |
| R5 | 総　数 | 4,708 | 12,403 | 5,181 | 2,875 | 877 | 524 | 1,776 | 2,388 | 30,732 |
| | 割合(%) | 15.3 | 40.3 | 16.8 | 9.4 | 2.9 | 1.7 | 5.8 | 7.8 | 100 |
| | 男 | 2,877 | 7,224 | 4,508 | 2,451 | 536 | 340 | 1,244 | 1,793 | 20,973 |
| | 女 | 1,831 | 5,179 | 673 | 424 | 341 | 184 | 532 | 595 | 9,759 |

＜千葉県＞　　（単位：人）

| 区分 | | 家庭問題 | 健康問題 | 経済・生活問題 | 勤務問題 | 交際問題 | 学校問題 | その他 | 不詳 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| R7 | 総　数 | 202 | 561 | 255 | 105 | 37 | 29 | 77 | 11 | 1,277 |
| | 割合(%) | 15.8 | 43.9 | 20.0 | 8.2 | 2.9 | 2.3 | 6.0 | 0.9 | 100 |
| | 男 | 129 | 343 | 223 | 90 | 22 | 17 | 61 | 9 | 894 |
| | 女 | 73 | 218 | 32 | 15 | 15 | 12 | 16 | 2 | 383 |
| R6 | 総　数 | 191 | 608 | 242 | 113 | 51 | 26 | 74 | 6 | 1,311 |
| | 割合(%) | 14.6 | 46.4 | 18.5 | 8.6 | 3.9 | 2.0 | 5.6 | 0.4 | 100 |
| | 男 | 118 | 347 | 203 | 93 | 31 | 16 | 51 | 5 | 864 |
| | 女 | 73 | 261 | 39 | 20 | 20 | 10 | 23 | 1 | 447 |
| R5 | 総　数 | 247 | 634 | 249 | 130 | 28 | 32 | 70 | 9 | 1,399 |
| | 割合(%) | 17.7 | 45.3 | 17.8 | 9.3 | 2.0 | 2.3 | 5.0 | 0.6 | 100 |
| | 男 | 141 | 365 | 219 | 110 | 23 | 20 | 52 | 7 | 937 |
| | 女 | 106 | 269 | 30 | 20 | 5 | 12 | 18 | 2 | 462 |

※厚生労働省「自殺の統計：地域における自殺の基礎資料」より集計
※原因・動機は重複あり。

## ２　野田市の現状（令和７年度）

### （１）性別・年齢別自殺者数

・野田市の自殺者数は、令和５年度 26 人、令和６年度 24 人、令和７年度 33 人となっており、令和６年度に一旦減少したものの、令和７年度は９人増加（前年度比約 38%増）している。
・男性 24 人（72.7%）、女性９人（27.3%）となっており、国及び千葉県と同様に男性が約７割を占めているが、男性の自殺死亡率は 31.10%と非常に高い。
・自殺死亡率は、大きく上昇しており、国とほぼ同水準であるが、千葉県より約 45%高く、看過できない状況となっている。
・70 歳代８人（24.2%）、50 歳代７人（21.2%）となっており、国及び千葉県では 50 歳代が最多であるが、野田市では 70 歳代が最も多いことが特徴である。
・中高年・高齢者層の 50～79 歳で全体の約６割を占めている一方で、若年層の 20～39 歳も約２割を占めている。

### （２）原因・動機別自殺者数

・健康問題が 40%と最も多く突出している。
・健康問題には、身体疾患、慢性疾患、精神疾患、うつ病、アルコール依存などが含まれるため、医療・福祉との連携強化が考えられる。
・家庭問題（20%）、経済・生活問題（17.7%）を合わせると約４割となっており、介護負担、生活困窮、家族関係など複数の問題を抱えているケースが想定される。
・男性は、経済・勤務問題も多く、働き盛り世代への相談支援が重要となる。
・女性は、健康、家庭問題が中心となっており、家庭や介護、子育てなどを含めた相談体制の充実が求められる。

## ３　野田市の課題

### （１）中高年・高齢男性への支援強化

男性 50～70 歳代は、定年、失業、病気、介護、孤立など複数課題を抱えやすいことから、包括的な支援が必要である。

### （２）健康問題への対応

身体疾患、精神疾患、アルコール問題に対応するため、医療機関等との連携強化が必要である。

### （３）高齢者の孤立防止

独居高齢者、介護疲れ、地域とのつながりの希薄化が生じやすいことから、孤立防止対策が重要である。

### （４）生活困窮者や若年層への継続支援

生活苦に陥っている人に対する生活困窮者自立支援事業（自立相談支援、家計改善支援、就労準備支援）との連携や、未成年等の若い世代に対する学校や SNS 相談などの早期支援体制を継続する必要がある。

### （５）複合的な課題への対応

健康だけではなく、家庭、経済、就労、人間関係など複数課題を抱えるケースが多いことから、包括的相談体制の整備が重要である。

## ４　今後の取組

野田市においては、特に中高年・高齢者や男性の自殺が多い傾向にあり、健康問題、家庭問題や経済・生活問題などを原因・動機とする状況がうかがえます。

自殺者数が増加傾向にあることから、相談窓口の充実や早期介入を行うことで、効果的な自殺予防を目指す必要があります。

今後は、医療・福祉・教育・地域が連携した包括的な相談支援体制を充実させることが重要であり、若年層等に対する早期相談支援や、市民一人一人が悩みに気づき支え合える地域づくりを推進することで、自殺の未然防止につなげていくことが求められます。

このため、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、支援することが重要なことから、まずは、各分野の支援機関において、１人でも多くの方に、意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから進んで行動を起こしていくよう「悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人（ゲートキーパー）」の養成を推進してまいります。